

文	献	・	資	料
の	調	べ	方	

2005

青山学院大学法学部・法学会

目 次

1 どうして文献・資料の調べ方が大切なの？	1
2 どうやって文献・資料を探したらいいの？	5
(1) 図書館って何？	6
(2) 法学会、判例研究資料室って何？	7
(3) 資料の探し方	8
(4) 大学図書館（青山本館）イラストマップ	10
(5) 万代記念図書館イラストマップ	12
(6) 法学会、判例資料室の利用案内	14
3 パソコン・インターネットを使って探そう！	17
(1) パソコン・インターネットを使った情報入手・処理の重要性	18
(2) 法律関係データベースの紹介	22
① LEX・DBの使い方	24
② 法律文献情報の使い方	26
③ 判例体系の使い方	28
④ リーガルベースの使い方	30
(3) インターネットと法律情報	34
(4) 本学図書館で利用できるその他のオンラインデータベース	36
4 知っておくと役に立つ情報収集ノウハウ	43
(1) 政治文献・資料の探し方	44
(2) 外国の法令、判例の調べ方	49
(3) EU法判例の調べ方	52
(4) 国立国会図書館の使い方	54
(5) 国際機関からの資料収集	57
(6) レファレンスツール一覧	60
(7) 他大学、他機関の図書館の利用とILL	62
5 法情報の取り扱い	65
(1) 法令集、判例集、法学関係雑誌一覧	66
(2) 法律文献等出典の表示方法	77
6 迷ったらココ～よくある質問にお答えします！	83
編集後記	89

1

どうして文献・資料の 調べ方が大切なの？

本冊子の『AOYAMA LAW 文献・資料の調べ方』は、兄弟姉妹編『AOYAMA LAW ガクモンノススメ』とともに、「青山学院」大学「法」学部における学習のガイダンスとなるものです。まず本章では、本冊子がなぜ必要なのか、本冊子をどう利用すればいいのか、説明します。

1. 法学部での学習はこれまでの「お勉強」とは違うから

皆さん、青山学院大学法学部によろこそ！ 当然のことですが、皆さんは、「青山学院大学」の「法学部」にて、主に法律学・政治学に関する高等教育を修め、最終的には法学士の称号を得て社会に出られるわけです。しかしこのプロセスにあたっては乗り越えなければならないコトがあります。

一言で言えば、それは、法学部で学ぶ過程を経て、一種の「職人」「芸」を身につけることです。簡単にいえば、世の中の諸問題について論じるときに、巷間よくみられ、誰にでもできるような、いわゆるお茶の間談義とかワイドショー的評論で終わることなく、法律学、政治学の専門的な知識、モノの考え方をもとにした分析ができるようになる、ということです。しかも、このような「専門的」な判断ができることは、特に現代のような成熟社会の中では求められており、大切にされる能力なのです。

そしてこのような能力を身につけるためには、本冊子にて説明するような、文献・資料の扱いに関する専門的なマナーを身につけること、そしてマナーを身につけた上でのリテラシーを発揮できること、が求められます。これまでの皆さんは、受験勉強において、このような能力をつける必要に必ずしも迫られてきませんでした。それは、受験産業等における一種のサービスとして、出来る限り「優しい」形で「加工」された「情報」が与えられてきたからです。しかし、それは受験という極めて狭い社会だから通用したことなのです。現実社会という大海原に直面しなければならない以上（これは人間としての宿命でしょう）、まさに通有性のあるリテラシーが求められるのです。この通有性のあるリテラシーは、受動的に与えられる形で得られるものでなく、能動的に獲得した上で、自主的に使えるようにならないといけないのです。そのための第一歩として、まずは、本冊子で説明するようなノウハウが必要になるのです。

2. 法学部の学習では文献・資料の扱い方に注意しなければならないから

さて、このように説明すると、大学での教育・研究・学習というものが、特殊のものであるという印象を受ける方が多いのではないのでしょうか。しか

し、法律学・政治学においては、現実の社会において生起している問題を取り扱うことが多いのです。教育・研究・学習の対象が現実社会のものであるということは、当然のことながら、社会と密接に関連しているということになります。一見過去のことにみえることでも、そこから何かを学ぼうという姿勢も求められます。

そして、法律学・政治学の対象となる現実社会の各種問題への対処は、理系のように実験ができない以上は、実は失敗が許されません。この意味でわれわれが取り組むべき法律学・政治学の課題は、とてもとても重い十字架を背負っているのです。したがって、極めて丁寧にかつ慎重に、そして誠実なココロを持ちつつ、過去の諸教訓を生かした上で、問題に取り組む廉直な姿勢が求められるわけです。このような姿勢をしっかりと確立するために、本冊子で説明するようなノウハウの修得が求められるわけです。

さらに、皆さんが社会に出られた場合には、このようなノウハウを獲得して、しっかりとした観点からの「情報」「処理」ができることが、如何に重要視されるか、実感することと思います。現代社会は多種多様な利害の対立する、複雑な社会です。その中で、法律学・政治学の観点からの、「専門的」な「情報」「処理」が求められているからなのです。しかも、これはなにも法曹三者、研究者、いわゆる準法律家の方々だけに求められるわけではないのです。

3. 本冊子をどう利用するのか？

このように法学部教育において、文献資料の集め方（その中でもとりわけ法情報が大切になる）、そしてさらには「処理」の仕方が重要であることを理解していただいたと思います。

まず、皆さんは、「青山学院大学法学部」にて学ばれるわけですから、本学部において、どのような利用手段があるかどうか知らなければなりません。そこで第2章に於いて、主なる利用手段が置いてある、大学図書館と法学会&判例資料室を紹介しています。まずこの2つの「場所」になじんで下さい。

次に、この近年特に有用性が高まっている、インターネット・パソコンでの情報収集方法について、第3章で説明しています。特に、法律関係データベースは、特に法情報の収集（典型的には、判例、各種論文等）にあたっては、

極めて重要な手段となっています。手元において参照しながら、実際に使用して下さい。

さて、現時点においては、法情報の扱いは、単にマニュアルを読むだけで修得できるものではありません(残念ながら……)。探し方についていわゆる一種の職人芸的なカンドコロが必要です。そこで第4章では、参照資料について一般的な紹介をした上で、本学部所属の各先生方に、各専門分野に関連して、情報収集のノウハウをご教示していただいております。

さらに法情報の扱いには、各種のマナーが必要です。すなわち、文献・出典の引用方法に習熟する必要があります。そこで第5章において、その具体的方法を説明するとともに、法情報が掲載されている資料については、第6章において紹介いたしました。

ところで、本冊子に収められているような「ノウハウ」は、これまでは必ずしも明示的に説明されるものではありませんでした。一部の学者、実務家が、一種の暗黙知(?)ともいえるような形で、自然と修得していった「成果」であります。したがって、本冊子に掲載されている諸情報は極めて重要であり、かつ貴重なのです。皆さんはそのことを認識された上で、是非とも、本学部における教育・研究・学習過程において、本冊子を縦横無尽に活用して下さい。

なお、本冊子の兄弟姉妹編として用意した『AOYAMA LAW ガクモンノススメ』も必ず併読して下さい。(藤川 久昭)

2

どうやって文献・資料を探したらいいの？

本章では、皆さんが文献・資料を探す「場」となる、図書館（相模原・青山）、法学会・判例資料室について説明します。それぞれの「場」には「マナー」「きまり」「使い方のコツ」がありますので、十分理解して利用して下さいお願いいたします。

(1) 図書館って何？

所蔵資料や利用時間のちがいを確かめて、大学図書館、法学会図書室それぞれ上手に利用してほしい。

1. 大学図書館（青山キャンパス本館）

毎年4～6月にいろいろな種類のオリエンテーションが行われるので、日程の許す範囲で参加してみることをお勧めする。まず最初に行われるツアーとOPACのオリエンテーションで図書館の使い方、何がどこにあるか、そしてオンライン蔵書目録の検索を覚える。引き続いてデータベースの紹介や論文・レポート作成のための情報検索入門が行われる。判例や関連文献を調べるためのCD-ROMや雑誌論文、新聞記事を探すオンラインデータベースの検索は慣れることが肝心だが、わからないことはレファレンス係員に積極的に声をかけて尋ねてほしい。レファレンス係では、青学で所蔵していない資料を他大学で利用するための紹介状の発行も行っている。求める資料が青学にない場合でもあきらめずに国立国会図書館や他大学図書館にも足を伸ばしてみる必要がある。

利用するのに便利なのは、山手線沿線私立大学図書館コンソーシアムに加盟している大学で、図書館所蔵の資料であれば紹介状はいらないし、借りることもできる。

青学の学生であるという何年間かの限られた時期を最大限に活用し、法学を学ぶ確かな目を養ってほしい。

2. 万代記念図書館（相模原キャンパス）

1、2年生に必要な基本的法学関係資料から、授業時の発表やレポート作成に役立つ資料まで多数の図書や雑誌がそろっている。書架に並べられていない図書や雑誌も地下の自動書庫に収められており、館内のOPAC端末より呼び出して利用できる。わからないことは各階にあるカウンターに相談してみるとよい。特に2階はレファレンスカウンターになっている。

相模原キャンパスにない資料は、本館からの取り寄せや他大学図書館の利用などのレファレンスサービスも受けられる。

(2) 法学会・判例研究資料室って何？

法学会・判例研究資料室には、日本語で書かれた法律・政治学関係の雑誌、判例集・法令集、各大学法学部で発行している紀要類（「法学論集」などと呼ばれるもの）、および海外の法律・政治学関係の書類、雑誌、外国の判例集、法令集などを所蔵しております。

例外として、邦文の単行図書（普通の「和書」とよばれるもの）は、法学・政治学関係のものについては当資料室には所蔵されておきませんので、それらの閲覧・コピーについては大学図書館をご利用ください。

また、雑誌等につきましても、当資料室にある日本語の法律雑誌・判例集・法令集の大部分は、大学図書館にも重複して所蔵されております。当資料室では、学部をとわず学部生のコピー機の利用は出来ません。そのため、大学図書館に所蔵されている雑誌等をコピーする場合、大学図書館を利用する方が簡単に利用でき、時間もかかりません。OPACで閲覧したい図書の所蔵場所を確認した上、用途に合わせてご利用ください。

当資料室にのみ所蔵されている資料につきましては、図書持出申込用紙に必要な事項を記入して帯出し、図書館・購買会のコピーを利用してください。なお、帯出した資料類は、必ず当日20:00までに当資料室に返却してください。

法学会図書室の資料利用時間について

月～金	9:00～21:00	(なお、長期休暇中の開室については その都度掲示する)
土	9:00～11:00	

[図書館・法学会所蔵資料 一覧表]

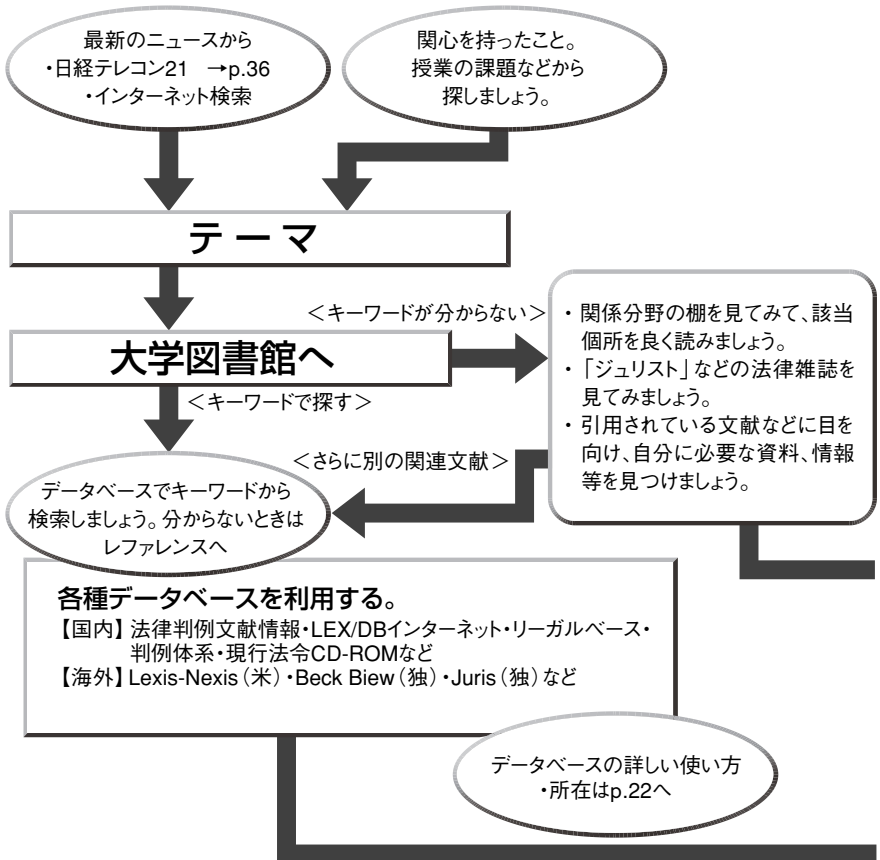
	判例集	法律雑誌		法律関係の単行書		各大学の 法学論集	資料の コピー
		和雑誌	洋雑誌	和書	洋書		
図書館本館	○	○	×	○	○	△	○
相模原分館	○	○	×	○	△	△	○
法学会図書室	○	○	○	×	○	○	×※

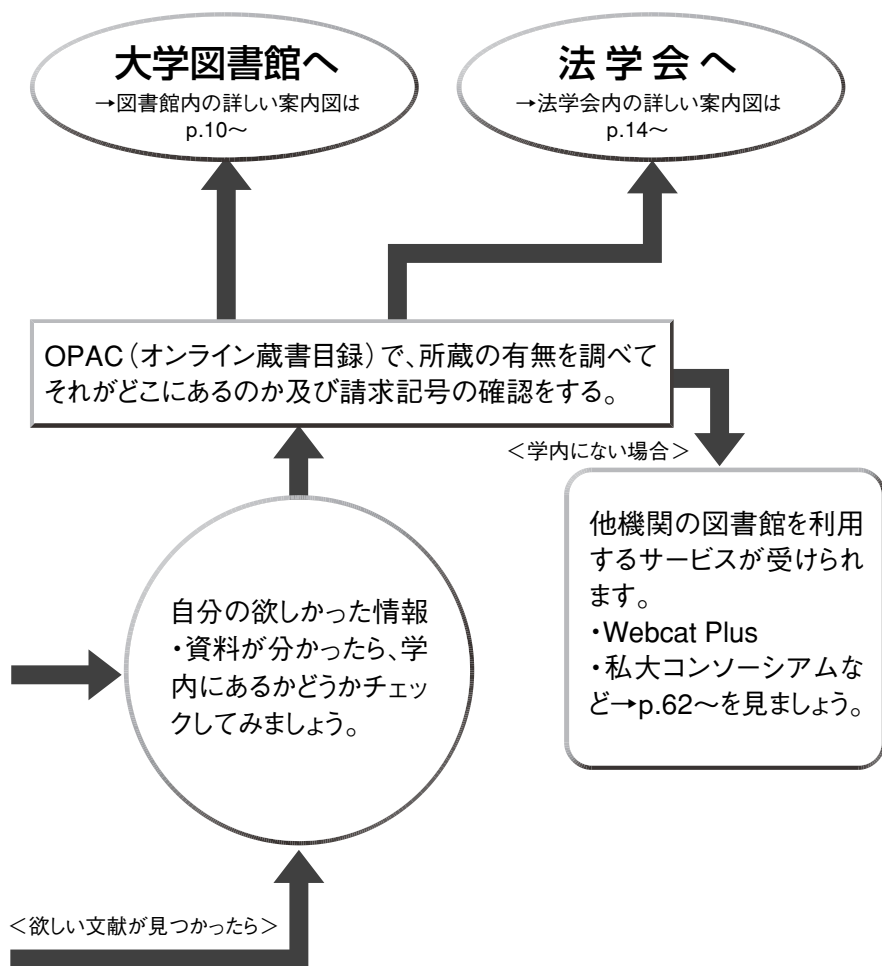
△：わずかながらある。

※：コピーのための持ち出しは可能。

(3) 資料の探し方

まず、テーマを探しましょう。



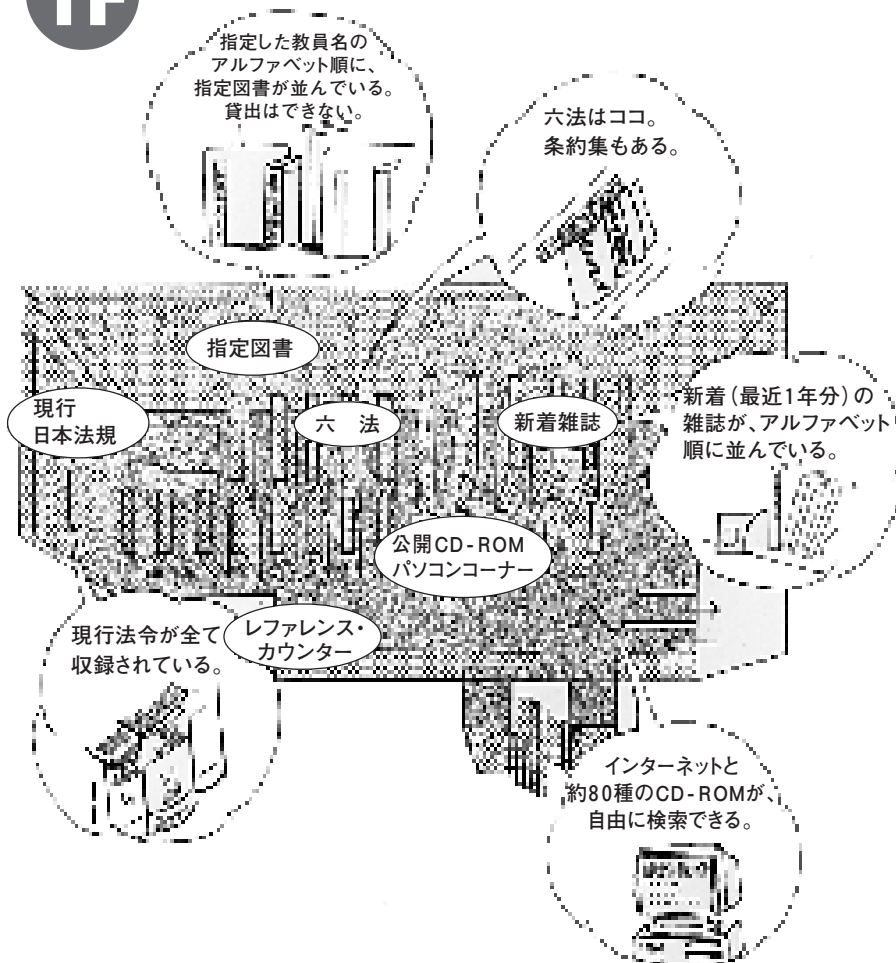


(4)大学図書館(青山本館)イラストマップ

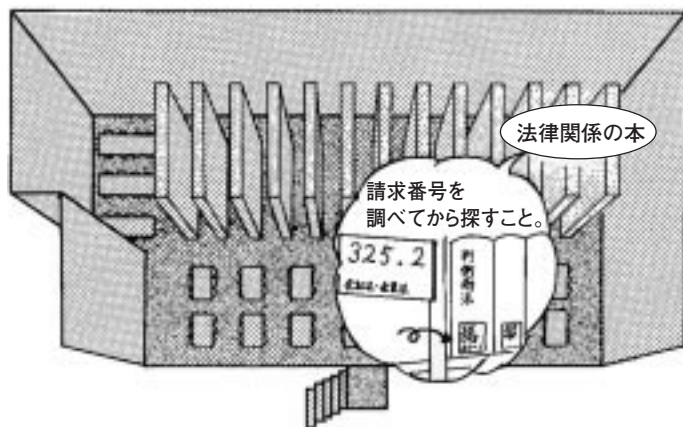
法律関係の雑誌・単行書は、図書館のココにあります。

実際に足を運んで確認してみてください。

1F



2F



B1

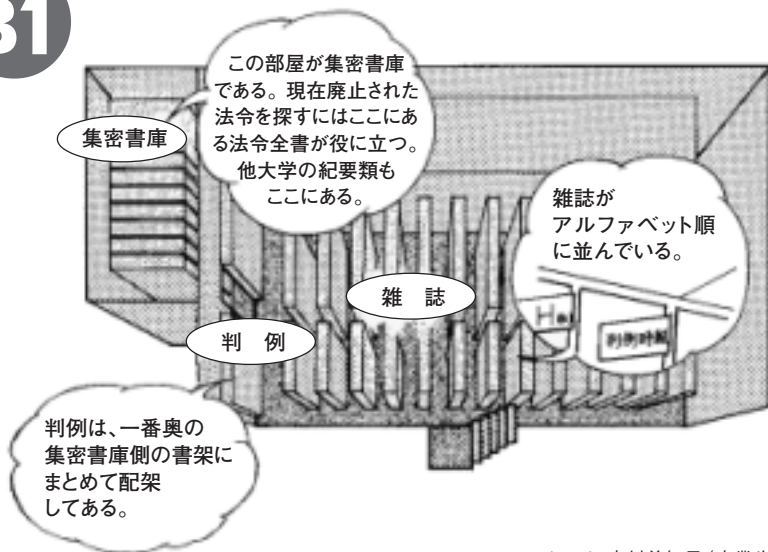


イラスト:木村美智子(卒業生)

(5) 万代記念図書館イラストマップ

法学関係の雑誌・図書は、図書館のココにあります。

地下には自動書庫があり、OPACから資料を呼び出せます。

OPACで
請求記号を
調べてから
探すこと。

325.098
S1-1
1

法律関係の本

指定図書

雑誌

1F

指定した教員名の
アルファベット順に、
指定図書が並んでいる。
貸出はできない。

カウンター

新着(最近1年分)の
雑誌が、アルファベット順
に並んでいる。

入口

自動書庫 1994年以前の雑誌と古い図書

B1

Auto Lib

OPACから
呼び出してね

2F

レファレンス
 カウンター

CD-ROMコーナー
 法律判例文献情報



カウンター

書誌目録

参考図書

六法、
 条約集



本学紀要
 青山法学論集はここ

法令集、判例
 現行日本法規
 (加除式)



紀要

判例

和雑誌

洋雑誌

カウンター

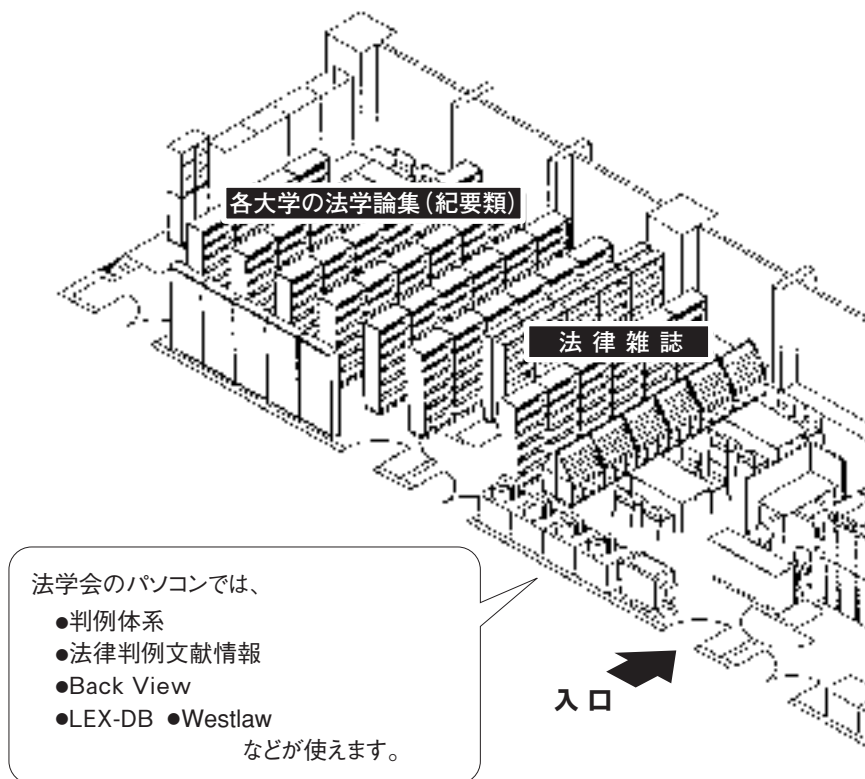
3F

入口

イラスト:松崎涼子

(6) 法学会・判例資料室の利用案内

法学会は、青山キャンパス「ガウチャー・メモリアルホール」7階にあります。



<注意>

法学会内のコピー機は、学部学生の利用は出来ません。
図書持ち出し控えに必要事項を記入し、図書館もしくは
購買会のコピー機をお使いください。

法学会には、

- 各大学の法学論集・紀要類
(大学名でABC順に並べてあります。)
- 法律雑誌(ジュリストや法律時報など)
- 海外の法律雑誌
- 判例集、法令集(最高裁判例集など)

があります。

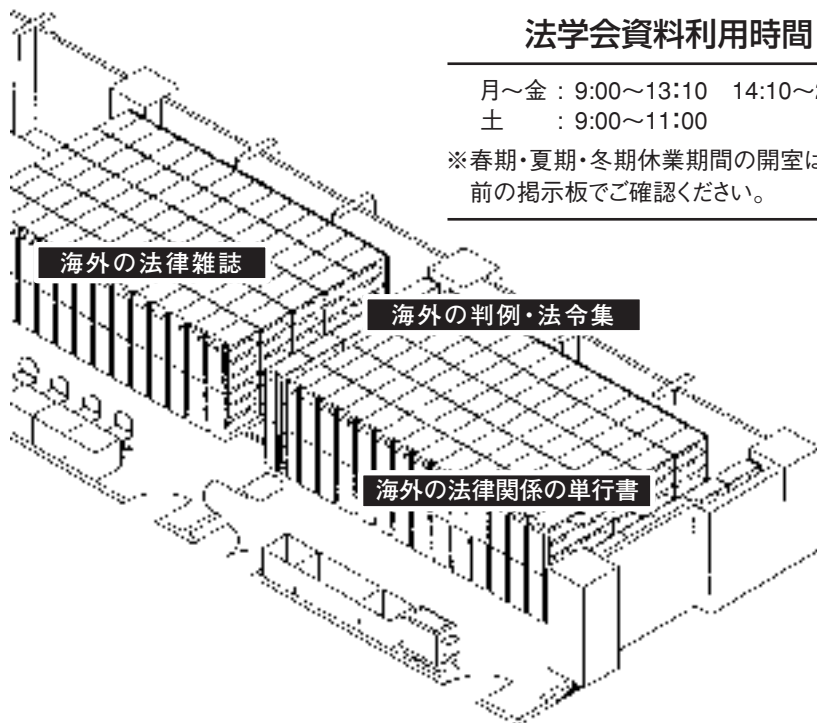
<注意>

日本語(和書)の単行書は
法学会にはありません。
図書館をご利用ください。

法学会資料利用時間

月～金：9:00～13:10 14:10～21:00
土：9:00～11:00

※春期・夏期・冬期休業期間の開室は、法学会
前の掲示板でご確認ください。



3

パソコン・インターネットを 使って探そう！

3

パソコン・インターネットを使って探そう！

本章では、パソコン、インターネットを使った情報検索の方法について、実際の画面を紹介しながら簡単に説明していきます。本冊子を参照しながら、実際に各データベースを利用して頂きたいと思います。また、インターネットと法律情報について、貴重な原稿を頂いております。是非お読み下さい。

(1) パソコン・インターネットを使った情報入手・処理の重要性

1. パソコン・インターネットをつかうことはとても有用である。

現代社会において、パソコンスキル、インターネットスキルが非常に重要かつ有用であることは皆さんがご存知だと思うので、あえてここで繰り返す必要はないと思います。

なぜ重要かつ有用かといえば、それは、各種の法令、判例、議事録等の情報（これらを法情報と総称いたします）を、迅速、簡易、低廉に入手できるからです。例えば、判例に関するレポートを書くときに、これまでは、筆記で判決の原文を筆記する必要があったわけですが、その手間がなくなるわけです。また、いわゆる判例雑誌（第5章参照）に掲載されない限りは、判決文を見ることができなかったわけですが、判決が下されてすぐその原文を見ることができるわけです。

2. インターネットで入手できる法情報

それでは、パソコン・インターネットを通じて入手できる法情報についてですが、本章（2）（4）で説明してありますのでご参照下さい。ここではそこで取り上げられていないインターネットで開示されている法情報について、重要なものについて簡単に紹介します。

●まず法令については以下のものがあります。

◇官報 <http://kanpou.npb.go.jp/>（財務省印刷局内のページ）

国会で議決されたばかりの新しい法律は、「官報」に載って発布されます。官報は新制定法・改正条文をもっとも早く知る方法です。官報は政府が毎日発行、各地の官報販売所、政府刊行物センターで購入できますが、インターネット版『官報』でもPDF形式（※）で公開されています。

※PDFファイルを表示するには日本語版Acrobat Reader（無料）が必要です。Acrobat Readerに関しては<http://adobe.co.jp/products/acrobat/readermain.html>

◇参議院法制局 <http://houseikyoku.sangiin.go.jp/>

参議院議員（参議院の委員会等を含む）が提出し、最近成立した法律が調べられる。

◇愛知大学六法 <http://roppou.aichi-u.ac.jp/>

日本私学振興財団の特別補助を受けて、ホームページ作成プロジェクトが作成したものです。カテゴリー別索引・50音別索引・総合検索があります。

◇法庫 <http://www.houko.com/>

50音別・分野別・交付年順の索引、検索機能、話題の法令・今週の新規掲載等があります。

◇電子ブック閲覧室（SO-netの辞書検索サービス）

<http://www.so-net.ne.jp/myroom/index.html>

『電子ブック版模範六法』（三省堂）などを、インターネットで検索し、読むことができます。ただし有料です。

◇Web六法 http://www.and.or.jp/~kamei/6_law.html

●次に、各種裁判例についてです。

◇最高裁判所 <http://www.courts.go.jp/index.htm>

探している判例が最高裁の最近（過去1年程度）の判決であれば、最高裁のホームページ上で判決文が公開されています。

◇最高裁ウォッチャー（インターネット弁護士協議会）

<http://www.ilc.gr.jp/saikousai/>

最高裁判所の「最近の最高裁判決」に掲載された判例は一定期間後に消去されますが、ここでは最高裁のページから判例を収録しています。

●官公庁関係のリンク集は次の通りです。

◇人事院 <http://www.jinji.go.jp/top.htm>

◇内閣法制局 <http://www.clb.go.jp/>

◇内閣府 <http://www.cao.go.jp/>

◇総務省 <http://www.soumu.go.jp/>

◇法務省 <http://www.moj.go.jp/>

◇外務省 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/index.html>

◇財務省 <http://www.mof.go.jp/>

- ◇厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/>
- ◇文部科学省 <http://www.mext.go.jp/>
- ◇農林水産省 <http://www.maff.go.jp/>
- ◇経済産業省 <http://www.meti.go.jp/>
- ◇国土交通省 <http://www.mlit.go.jp/>
- ◇環境省 <http://www.env.go.jp/>
- ◇国立国会図書館 <http://www.ndl.go.jp/>
- ◇国立公文書館 <http://www.archives.go.jp/>
- ◇日本弁護士連合会 <http://www.nichibenren.or.jp/>
- ◇日本知的財産仲裁センター <http://www.ip-adr.gr.jp/>

●その他のものとしては次のものがあります。

- ◇判例タイムズ <http://www.hanta.co.jp/>
雑誌『判例タイムズ』を中心に、実務家向けの法律の専門書を発行している出版社。
- ◇第一法規出版 <http://www.daiichihoki.co.jp/>
国会における法案審議状況及び法案の概要をみることができます。
- ◇有斐閣 <http://www.yuhikaku.co.jp/>
雑誌『ジュリスト』『法学教室』等についての情報があります。
- ◇TRC 図書館流通センター <http://www.trc.co.jp/>
日本国内の出版社リンク集です。
- ◇法源 <http://www.hogen.org/>
日本法・アメリカ法・世界の憲法・日本の行政機構・アメリカの行政機構・政府関係情報・日英米の大学・日本／海外のメディア等を日本語・英語両方で紹介しています。

3. パソコン・インターネットを通じた情報入手・処理の限界

しかし、いくら便利だからといって、パソコン・インターネットを通じた情報入手・処理が万能というわけではありません。

まず、法情報のデータベース化は、他の種類の情報に比べて残念ながら質量ともに遅れております。例えばあるテーマについて、キーワードで検索したとしても、本当に必要十分な情報が得られるとは限りません。したがって、適宜、第4章、第5法で得られたノウハウ・情報をもとに、第2章で紹介した法学会、図書館において、いわゆる紙媒体の情報を「手探り」で探す必要があります。

次に、各データベースにおいて、仮に対象となる情報量が十分であっても、その情報を取りだすにあたってのキーワードの設定が極めて難しいのです。例えば、「過労死」というキーワードで、過労死関連の裁判例をすべてとりだすことができません。「労災補償」「安全配慮義務」等々のキーワードを追加して、いろいろ試しながら、過労死に関連する裁判例を拾いあげていくという地道な作業が求められます。すなわち、自動販売機のようにお金をいれればでてくる、というわけではないのです。

さらに、このことから、キーワードを適切に設定するためには、しっかりとした学習が必要になるということもおわかりいただけると思います。この点についての実例は、本冊子姉妹編『ガクモンノススメ』をご覧くださいければと思います。

最後に、このように情報が、簡易・迅速・低廉に入手できるということは、「処理」「加工」にあたり、ますます専門的な能力が求められるということですが、情報自体の入手が困難であった時代は、それだけで価値があったのですが、現在では、もはや当然のこととなっています。卑近な例をだしますと、レポート等で、判決の原文をただ貼り付けただけであるという、世にも恐ろしいものを見ることがありますが、かつてのように筆記しなければならない時代ならともかく（いや、その時代でも問題ありですね（苦笑））、現時点では通用しません。

このように、パソコン・インターネットを利用した情報入手・処理においては、留意しなければならない点が多々あり、その恩恵にあずかる以上は、われわれもココロしなければならないということを認識して、以下の内容を理解して欲しいと思います。

（藤川 久昭）

(2) 法律関係データベースの紹介

大学図書館では、様々なデータベースを利用できます。(詳しくは、P.36に一覧があります。)ここでは特に法律関係で利用頻度の高いものを取り上げました。オンラインデータベースだけでなくCD-ROMのものも取り上げましたので、所蔵場所を確認の上ご利用下さい。(青は青山本館、相は相模原分館、法は法学会事務室の略です。)

- ◎ 書籍を探すには → ・法律判例文献情報：青・相・法

- ◎ 判例を探すには → ・リーガルベース (Web版)：青・相・法
・判例体系 (CD-ROM)：法
・法律判例文献情報 (CD-ROM)：青・相・法
・LEX/DB インターネット：法
・LexisNexis at Lexis.com：青・相・法

- ◎ 法令を探すには → ・現行法令 (CD-ROM)：青
・電子政府総合窓口→法令データ提供システム
(<http://www.e-gov.go.jp/>)

- ◎ 雑誌記事、論文を探すには → ・法律判例文献情報 (CD-ROM)
：青・相・法

- ◎ 外国の判例・法令・雑誌論文を探すには
(それぞれの国の言語で
検索が可能です) → ・Leitsatzkartei des duetschen Rechts(独)
・Schönefelder(独)
・Sartorius(独)
・Index to Legal Periodicals & Books(主に米)
：全て法
・LexisNexis at Lexis.com：青・相・法

● 判例体系 (CD-ROM) : 法 ⇨ 使い方は P. 28

公表された判例(戦前の判例も含め)を網羅して収録の対象としています。判例の本文から裁判年月日、裁判所、そして判例評釈まで、判例に関するすべての情報を整理、収録しています。毎年2回、4月と10月に更新されます。

● 法律判例文献情報 (CD-ROM) : 青・相・法 ⇨ 使い方は P. 26

図書、雑誌記事、判例に関する情報を検索するのに便利です。「文献検索」「判例検索」「発行所案内」の3つのメニューで構成されています。収録範囲は、1982年以降に発行された図書、雑誌、研究紀要、判例情報誌を対象にしています。年2回更新されます。

● リーガルベース (Web版) : 青・相・法 ⇨ 使い方は P. 30

最高裁判所から簡易裁判所までの公式判例集に掲載された判例のデータベースです。各判例ごとに参考文献、関係論文、判例批評、判例評釈の書誌情報が収録されています。裁判官、弁護士、当事者名からの検索ができることが特徴です。収録範囲は最高裁判所が発足した時から現在に至るまでと長い。

● 現行法令 CD-ROM : 青

法務省編集の我が国最高権威の総合法令集である『現行日本法規』をデータソースにした法令データベースです。現行のすべての法令、政令、省令が収録されています。法令名、全文、年月日別、内閣・国会別からの検索ができます。さらに、表示された本文各条の「参照条文」も見られます。年に2回更新されます。

● NDL-OPAC雑誌記事索引 (Web版) : 青・相・法

国立国会図書館所蔵の国内で刊行された和雑誌の記事を収録したデータベースです。法学に関する雑誌記事、論文も検索できます。収録範囲は1948年から現在に至るまでとなっています。

● LEX/DB INTERNET : 法 ⇨ 使い方は P. 24

明治8年の大審院判決から今日までに公表された判例の検索ができます。インターネット検索のため、CD-ROMに掲載されていない最新の判例検索に便利です。フリーキーワードの他、法条、判決年月日、裁判所名、事件番号などから検索できます。判決要旨・判例全文を見ることができます。下記URLにて利用可。

◆ <http://www.tkcllex.ne.jp/AC/LEXACConnect.cgi>

● LexisNexis at Lexis.com (Web版) : 青・相・法

世界最大級の法律情報検索サービスです。アメリカ(連邦・州)の判例、憲法、制定法、規則、法案、議会資料、行政資料のほか、ローレビュー、ニュース、ビジネス情報も検索できます。

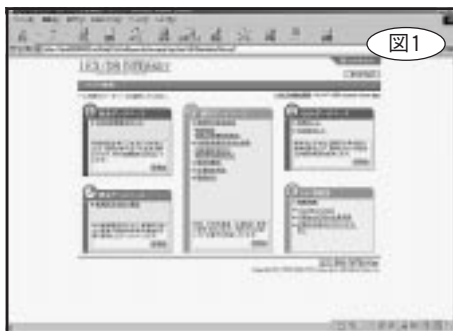
① LEX・DBの使い方

① <http://www.tkcllex.ne.jp/AC/LEXACConnect.cgi> に接続します。

***学外パソコンから接続する場合は情報科学研究センターに登録後、情報科学研究センターに接続してご利用下さい。一般プロバイタ経由では利用できません。(このデータベースは同時に5人しか利用できません。ログインできない場合には誰かが使用している可能性があります)**

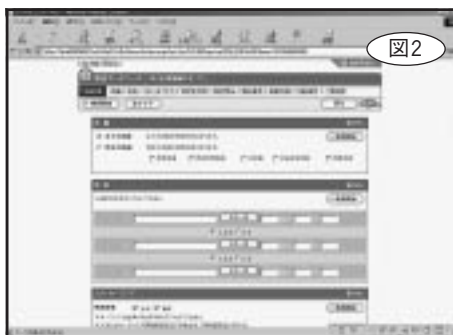
② 自分の検索したいデータベースをクリックします。

(特に、決まっていないとき・項目がないときは総合データベースが便利です。)<図1>



③ フリーキーワードの他、判決年月日、裁判所名、事件番号など、分かっている情報を入力し、検索開始ボタンをクリックします。

<図2>



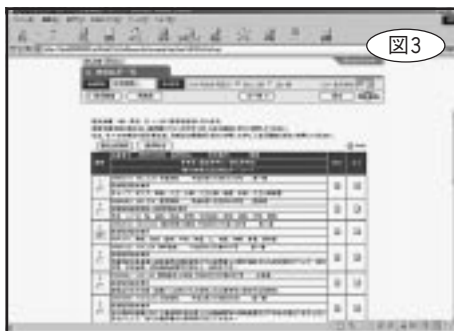
判例検索は9通り。
各検索項目を組み合わせ
て検索出来ます。

【法編検索】【法条検索】【フリーキーワード検索】
【企業名・商品名検索】【判決年月日検索】
【裁判所名検索】【事件番号検索】
【掲載文献検索】【文献番号検索】

④ 検索条件から検索された件数が表示されますので、一覧表示のボタンをクリックします。

⑤ 検索結果の一覧がでます。

<図3>

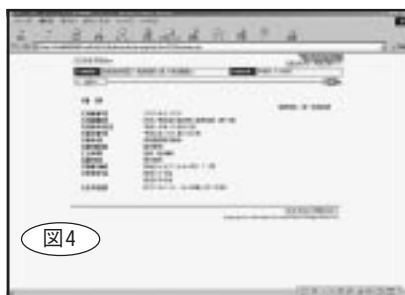


⑥ 必ずログアウトをしてから終了して下さい。

◆判例を選択してクリックすると、判例要旨が表示されます。

また、全文情報で判例の全文を見ることができます。

<図4・5>



② 法律文献情報の使い方

① 図書館・法学会の指定された端末から、法律判例文献情報のアイコンをクリックします。

② 書類選択画面で、「文献」か「判例」を選びます。＜図1＞

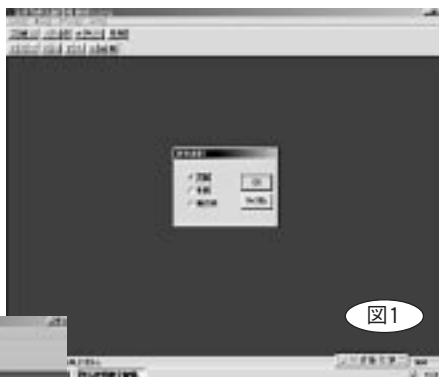


図1



図2

③ 検索画面が表示されるので、自分の検索したい項目を選びます。
＜図2＞

以下の項目での検索が可能です。

＜図3＞

【キーワード】【法条♣】【分類】
【著者名♥】【事項索引】
【掲載雑誌♥】【発行所♥】
【発行年月日】【裁判年月日】
【裁判所】【事件番号】【出典♣】
【複合】【雑誌名♣】【発行所♣】

②で「文献」を選んだ場合のみ—♥

②で「判例」を選んだ場合のみ—♣



図3

④ 検索文字を入力し、検索ボタンをクリックします。＜図4＞

ex.キーワード検索で「医療過誤」と「輸血」を入力

*キーワードの他、著者名、掲載雑誌など複数の項目が分かっている場合、一括入力が便利です。(この場合は、一括入力ボタンを先にクリックしてから検索文字を入力します。)



⑤ 検索結果が表示されるので、見たい検索内容をダブルクリックすると、一覧が表示されます。

< 図5 >

⑥一覧から見たい文献または判例を選ぶと、詳細を見ることができます。＜図6＞

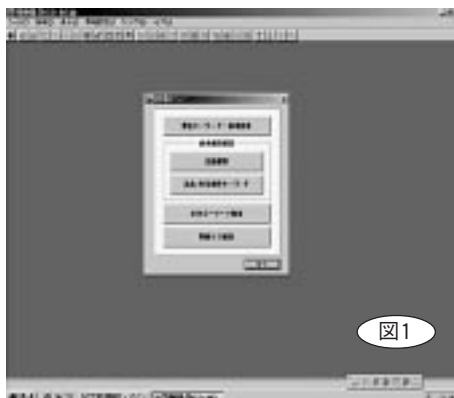


③判例体系の使い方

① 法学会の指定された端末から、判例体系のアイコンをダブルクリックします。

② 検索メニューから、検索項目を指定します。＜図1＞

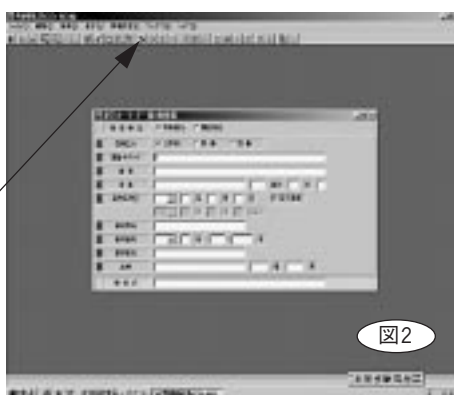
(特に、決まっていない場合は「要旨キーワード・事項検索」が便利です。)



③ 検索画面が表示されるので、自分の調べたい判例の分かっている項目を入力します。＜図2＞

◆複数のキーワードを組合せて検索するときは、パネル入力が便利です。

パネル入力ボタン



- ④ 検索文字を入力し、検索ボタンをクリックします。＜図3＞
(ex.キーワード検索で「医療過誤」と「輸血」を入力)

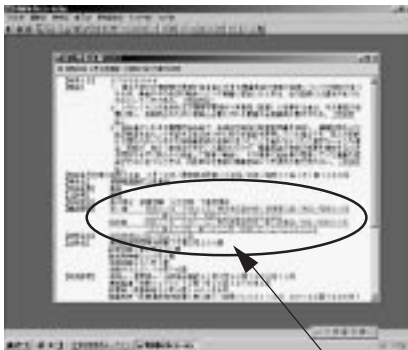
検索ボタン

図3

- ⑤ 一覧が表示されるので、詳細を見たい判例を選びます。

- ⑥ 判例要旨と判例全文を見ることができます。

＜判例要旨＞



掲載雑誌などが
のってます

＜判例全文＞



④リーガルベースの使い方

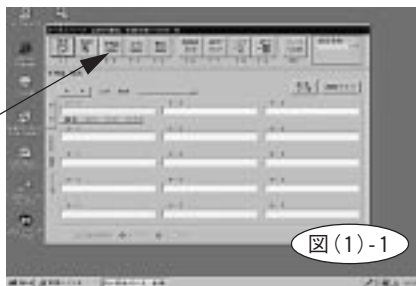
リーガルベースは、(1)任意語 (2)法令 (3)書誌 での検索が可能です。
分かっている情報別に検索方法を決めて、検索しましょう。

(1) 任意語 で検索する場合

- ① 任意語のボタンをクリックし、入力画面を表示する。

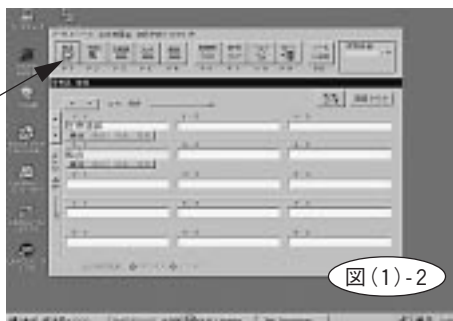
<図(1)-1>

任意語検索ボタン



- ② 任意語を入力し、検索ボタンをクリックする。<図(1)-2>

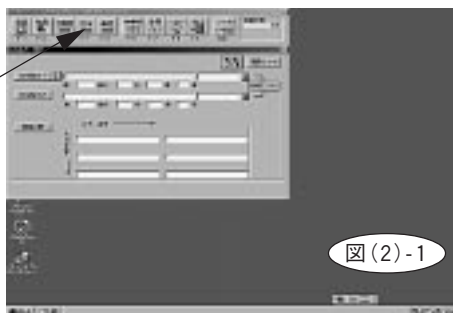
検索ボタン



(2) 法令 で検索する場合

- ① 検索される事例の件数が表示されるので、保存ボタンをクリックする。(図(2)-1)

法令検索ボタン



- ② 法条を入力し、検索ボタンをクリックする。

<図(2)-2>

検索ボタン



図(2)-2

(3) 書誌 で検索する場合

- ① 書誌のボタンをクリックし、入力画面を表示する。

<図(3)-1>

書誌検索ボタン



図(3)-1

- ② 書誌情報を入力し、検索ボタンをクリックする。

<図(3)-2>

検索ボタン



図(3)-2

以上のいずれかの方法で検索すると、
検索された判例の件数が表示されるので、
続いて次の手順(③～⑦)で検索を
進めてください。



③ 検索される判例の件数
が表示されるので、保存ボ
タンをクリックする。
＜図3＞

保存ボタン



図3

④ 一覧が表示されます。
＜図4＞

詳細ボタン



図4

⑤ めがねマークをクリックすると、判示事項を見ることが出来ます。

＜図5＞



⑥ 見たい判例を選んで詳細ボタンをクリックすると、判例の詳細を見ることが出来ます。

＜図6＞



⑦ 必ず、「終了」してから終わりにして下さい。

(3) インターネットと法律情報

I. 紙媒体情報・インターネット情報

30年前の私の学生時代には、インターネットがなかった。必要な情報を全て図書館で探すしかなかった。図書館は今もあるが、インターネット情報も利用できる。これら二つの媒体の相違点を確認してみる。

第一、インターネット上での情報提供は紙媒体より費用が安く済む。出版の費用が限りなくゼロに近い。私のホームページをk.lenz.nameで運用しているが、そのために僅か月額1000円程度しかかからない。本一冊出版する場合、部数が伸びない専門書の場合には、100万以上の予算が必要となる場合もある。それと比べて、インターネット出版は断然安い。その結果、30年前なら活字になる価値がない情報も、インターネットなら掲載される。利用者がより多くの情報を利用できる計算になる。また、インターネットの方は情報伝達が早い。情報が瞬間的に全世界に届く。特に国際法、外国法を勉強するときに、紙媒体との差が大きい。昔は、安保理の決議が大学の図書館に届くまでには数年がかかった時代もあった。今は、採決されたその日の内に、誰でも入手できる。また、入手するための手間も少なくて済む。本の場合、図書館に足を運ばなければならない。場合によっては、必要とする本がない。その場合には、本屋に注文する。3ヶ月後、船便でヨーロッパから届いたときには、その本は何のために必要だったのか、もう忘れた、ということにもなりかねない。

これらの利点があるため、紙媒体と平行して、インターネット情報の使い方についても検討が必要である。

II. すいせんページ

法学部のページはwww.als.aoyama.ac.jpにある。また、法科大学院のページはwww.law.aoyama.ac.jpとなる。最高裁判例などを調べるには、最高裁のページ(www.courts.go.jp)をみるべきである。自分のページで学生に特に見てほしいものはWiki形式でやっている「法学学習戦略」ページである(snipurl.com/jdp4)。法学を勉強する際に、いかに効率を確保できるかを検討しているところである。その内、「2005年度有斐閣判例六法に基づく番付」は、基本六法について、どの条文が最も重要かの番付を提供している。学習戦略を

考えるときに参考にしていきたい。

III. 情報受信と情報発信

法律・判例のような一次資料、様々の専門家の論文その他の発言を調べるにもインターネットが有益であるが、逆に、自分から情報を発信する道具としても利用すべきである。その形態として主に以下のものがある。第一は、従来からあるホームページ編集の方法。様々な問題に関する文書を固定した形でネットに載せる方法である。第二は、数年前から注目されているブログ(Blog)を発信することである。私のBlogは(英語)でk.lenz.name/LBで2003年から、知的財産権・インターネット関連法律問題を中心課題として書いているが、従来のホームページと比較して飛躍的に効率の良い議論形態である。なお、自分でブログを発信するまではしない場合でも、自分が関心を有する分野で他人のブログを見て、そこにコメントを入力することも可能である場合が多いので、ブログの世界では、従来にはありえないほど、他人の議論に反応することが簡単である。

第三は、なお最近に出たWikiの世界である。先に推薦したように、snipurl.com/jdp4には、私の「法学学習戦略」に関するWikiがある。従来のホームページなら、利用者がそのページを受身的に見るしかできない。それに対して、Wikiの場合では、見ている人の全てが当該ページを編集できる。特にWikipediaがこの技術を利用する注目すべきページである。Wikiで共同作業により百科事典を作り上げる。英語版(en.wikipedia.org)は現在(2005年11月)80万件以上の記事、日本語版(ja.wikipedia.org)は15万件以上の記事に達している。様々な問題に関する記事を、利用者の全てが編集できる。したがって、ここでこの説明を読んでいる読者も、Wikipediaに行って、自分の関心のある問題について簡単に発言できる。

IV. 今後の展開

今後も様々な新しい利用形態が開発されるだろう。たとえば、最近にはPodcastとなる利用法が注目されている。Apple社発売のiPodと「broadcast」(放送)からできた言葉であるが、発信者は、口頭で発言する音声をiPodで再生できる形態でインターネットに載せる利用法である。簡単に言えば、誰でも極めて低い経費でラジオ放送を開始できる。アメリカの一部の弁護士は、既にこの新しい形態で法学に関する様々なコメントを発信している。

(Dr. Karl-Friedrich Lenz)

(4) 本学図書館で利用出来るその他のオンラインデータベース

大学図書館のホームページからは、様々な外部データベースにアクセス可能です。これらのデータベースから、関連分野・関係図書などを検索していくことが出来ます。

まずは、大学図書館ホームページ (<http://www.agulin.aoyama.ac.jp/>) に接続してみましょう。

● 図書・雑誌を探す ●

1. OCLC First Search-WorldCat

図書、雑誌、楽譜、地図、AV 資料その他の 40 万件以上のデータを持つ世界最大の書誌データベース。

タイトル、著者名、件名、注記から検索可。英仏独語その他約 370 カ国の資料収録。

2. Webcat Plus

全国の大学図書館等が所蔵する図書・雑誌の総合目録データベース。内容、目次、要約の表示ができるものもある。

連鎖検索も可能。

3. 山手線沿線私立大学図書館コンソーシアム：並列検索

山手線沿線の以下の私立大学図書館がコンソーシアムを形成し、加盟大学図書館の蔵書を同時に検索できる「検索ページ」を公開しています。

青山学院大学、学習院大学、国学院大学、東洋大学、法政大学、明治大学、明治学院大学、立教大学

● 論文を探す ●

1. CiNii

学協会が発行された学術雑誌と大学等で発行された研究紀要の両方を検索し、検索された論文の引用文献情報をたどったり、本文を参照したりすることができる。

2. 日経BP記事検索サービス

日経BP社のビジネス専門誌約40誌のバックナンバー記事全文の検索と表示ができる和文電子ジャーナル。

3. ProQuest-ABI/INFORM Global

経済・経営関係の外国文献の全文データベースサービス。

4. ProQuest-Academic Research Library

一般的なレファレンス、ビジネス、保険、社会科学、人文学、教育、一般化学などの幅広い分野2300誌以上の雑誌記事に加え、New York Times、USA TODAY 等の新聞記事全文も収録。

5. ERIC

[Educational Resources Information Center(ERIC)] 作成の教育学文献データベース（欧文、抄録付き）。

雑誌、図書、ガイドライン、議事録等を対象としている。収録件数約80万件。

6. Web of Science

ISI社が提供する引用文献データベース。

自然科学系 (SCI)、社会科学系 (SSCI)、人文科学系 (AHCI) 3ファイルの統合 (1999-)。

7. EconLit

経済理論、経済史、金融理論、財政学、都市経済学などの経済学文献情報。雑誌、図書、会議録等から文献や学位論文情報を収録。ProQuestとのリンクによりフルテキストを閲覧できる論文もあります。

8. Readers' Guide Abstracts

英文雑誌の記事情報、教育、歴史など幅広い分野をカバーしたデータベース。ProQuestとのリンクによりフルテキストを閲覧できる論文もあります。

9. PsycINFO

心理学、精神医学、行動科学関係の文献情報。

10. Biography Index

伝記、伝記小説、書簡、雑誌、インタビュー、評伝、戯曲等をソースとした伝記・人物情報。全分野・時代を対象としているデータベース。

11. Business Periodicals Index

広告・マーケティング、金融、経済、コンピュータ等ビジネス関係雑誌記事情報。ProQuestとのリンクによりフルテキストを閲覧できる論文もあります。

12. International Political Science Abstracts

各国の主要政治学関連雑誌掲載論文の抄録。ProQuestとのリンクによりフルテキストを閲覧できる論文もあります。

13. Library Literature & Information Science

図書館・情報学関係の文献情報。ProQuestとのリンクによりフルテキストを閲覧できる論文もあります。

14. Sociological Abstracts

社会科学関係の文献情報。ProQuestとのリンクによりフルテキストを閲覧できる論文もあります。

15. Ulrich's Web

世界の定期刊行物、不定期刊行物、年鑑類の書誌情報。ProQuestとのリンクによりフルテキストを閲覧できる論文もあります。

16. EBSCOhost

外国雑誌オンラインデータベース・Business Source Elite(経済・経営関係の学術論文・記事)・Academic Search Elite(人文・社会・理工・生物医学など幅広い分野の学術論文・記事)

● 新聞・新聞記事を探す ●

1. 朝日新聞記事検索(聞蔵)

朝日新聞社が提供している朝日新聞本紙全文記事データベース。

2. 日経テレコン21

日経4紙(日本経済新聞、日経産業新聞、日経流通新聞、日経金融新聞)の全文記事データベース。その他日経会社プロフィール・日経 Who's Whoの会社情報・人事情報なども利用可能。

3. ヨミダス文書館

読売新聞の朝・夕刊の記事検索（1986-）。

The DAILY YOMIURIの記事検索（1989-）。

現代のキーパーソン約2万3,000人を収録した人物データベースが利用できる。

4. ProQuest-ProQuest Newspapers

・ The New York Times（1999年以降現在まで）

・ International Herald Tribune（最新90日分）

・ Times of London（最新90日分）

5. NNA

アジア、ヨーロッパの現地情報データベース。

・ POWER ASIA（中国、香港、台湾、韓国、タイ、インドシナ、マレーシア、シンガポール、インドネシア、フィリピン、オーストラリア情報）

・ POWER EU（英国中心にEUの現地情報）

● 人物・企業・団体を探す ●

1. 日経テレコン21

日経会社プロフィール・日経 Who's Whoの会社情報・人事情報なども利用可能。日経4紙（日本経済新聞、日経産業新聞、日経流通新聞、日経金融新聞）の全文記事データベース。

2. Mergent Online

全世界の上場企業2万8千社の企業・財務情報。

統計・データを探す

1. eol DBタワーサービス

有価証券報告検索サービス。

上場企業約3,600社の10年に及ぶ膨大な財務データを収録。

2. ICPSR Data-Archives

アメリカ合衆国のミシガン大学が所属する、世界各国や国際組織から収集した社会科学に関する調査データ（政治、社会、歴史、経済、高齢者、犯罪、公衆衛生、教育、法律及び国際関係等広範な学問分野）。

ICPSRは、Inter-university Consortium for Political and Social Research（政治・社会調査のための大学協会）の略称。

3. Source OECD

OECD社が出版している書籍、報告書、雑誌については1998年1月分から、統計類については1960年以降のデータを収録している。冊子の刊行よりも早くフルテキストを入手可能。

● 辞書・事典 ●

1. Dictionary of Old English/Old English Corpus

2. Middle English Compendium

3. OED online

1989年出版のOED第2版と補遺全3巻のデータを併記。加えて2010年刊行予定のOED3版に含まれることになる新語や改訂された語などが更新のつど取り込まれていく。

● 電子ジャーナル ●

1. ProQuest

米国 Bell & Howell が提供する全文データベースサービス。

データベースの種類

- * ABI/INFORM Global (経済・経営関係の外国文献の全文データベースサービス)
- * Academic Research Library (一般的なレファレンス、ビジネス、保険、社会科学、人文学、教育、一般科学などの幅広い分野 2300 誌以上の雑誌記事に加え、New York Times、USA TODAY 等の新聞記事全文も収録)
- * ProQuest Newspapers (記事は新聞発行後 48 時間以内に読めますので、新しい情報がすばやく入手可能) (The New York Times (1999 年以降現在まで)・International Herald Tribune (最新 90 日分)・Times of London (最新 90 日分))

2. NBER working papers

National Bureau of Economic Research 発行の working papers 全文データベース。

3. EBSCOhost

外国雑誌オンラインデータベース

- ・ Business Source Elite（経済・経営関係の学術論文・記事）
- ・ Academic Search Elite（人文・社会・理工・生物医学など幅広い分野の学術論文・記事）

4. Science Direct

エルゼビア社が提供する全面データベース。

本館が購入しているエルゼビア社の雑誌と、Subject AreasのSocial Sciencesが2001年以降フルテキスト利用可能。

4

知っておくと役に立つ 情報収集ノウハウ

4

知っておくと役に立つ
情報収集ノウハウ

第3章（1）でも簡単に述べましたが、現時点におきましては、実はパソコン、インターネットを使った情報収集だけでは、特に法情報収集にとって必要十分だとはいえません。それは、法情報系のデータベースが、未だ「完全」なものにはなっていないからです。ここでは、各分野の専門家である本学部専任教員の方々が、貴重なノウハウをお示し下さっています。

(1)政治文献・資料の探し方

政治(学)関連の文献・資料を探すときの出発点は、その探している本人の研究テーマは何かということである。研究テーマが十分に絞り込んであれば、インターネットで世界中からの情報を瞬時に得ることができる時代に、文献・資料の検索はさしてむずかしいことではない。むしろ重要なことは、そのあとの限られた時間の中で、溢れる情報の中から真に必要な情報をいかに選択し、それらをいかに消化(処理)して自己の研究に取り込むかということである。

たとえば、政治学で最も重要な概念の一つである「(政治)権力」について調べたいとしよう。一番手っ取り早いのは、「政治学事(辞)典」または「社会科学事典」といった事典類をを引いてみることである。そうすればそこには、重要な概念あるいは事項であればあるほど、通常は執筆者名を記した長い説明がある。その説明ないし解説は、その概念の定義を中核に、関連する諸問題あるいは事項を要領よくまとめている。しかも「政治権力」に関連して、その事典の中では是非参照すべき他の項目についても指示してあるのが普通である。そして最後に、「参考文献」という項目が大抵はある。少し大きな事典になれば、権力概念についての大部(たいぶ)な古典から、その事項が執筆された時点での最新の参考書まで、日本語および欧文とりまぜて相当数の文献があげてある。したがって実は、それらを全部読むことがそもそも大変である。

日本の政治学研究者が、机上に置いて最も頻繁に利用してきたのは、中村哲・丸山真男・辻清明編『政治学事典』(平凡社、1954)であろう。「政治権力」に加えて「政治」「イデオロギー」「リーダーシップ」「ファシズム」「軍国主義」など、丸山真男が執筆した項目は、単なる解説の域を越えた鋭い分析であり、一編の名論文というにふさわしい。(事実いくつかの項目は、後に増補され、論文として『現代政治の思想と行動』の中に収められた。)しかしこの事典はいかにも古い。現在では、これに代わるものとして大学教育社編『現代政治学事典』(ブレーン出版、1991)、もっとも新しいところで猪口孝・大澤真幸・岡沢憲夫・山本吉宣・スティーブン・リード編『政治学事典』(弘文堂、2000)がある。両事典とも、執筆者の世代交代もあって、新しい研究成果

が反映されている。たとえばコンピューターの目覚ましい発達とともに進展した「投票行動」に関するいくつかの項目、システム論の影響を受けた「政治システム」、「国際システム(論)」といった項目、1980年代に続出した現代日本政治研究の成果としての「自由民主党」、「派閥」、「族議員」などの項目、経済学理論の影響を受けた公共選択論(合理的選択論)の「フリー・ライダー」や「公共財」といった項目などである。

これらの事典がモデルとしたのは、政治学のみならず法学、経済学、社会学、心理学などアメリカの研究者たちが常用していた *L.G.Seligman ed., Encyclopedia of the Social Sciences*, (15 vols, 1935)、そしてそれが大幅改定された *D.L.Sills ed., International Encyclopedia of the Social Sciences*, (18 vols, 1968) であり、いささか古びた(とくに前者)とはいえ、どちらも素晴らしい事典である。英語を苦にしなければ、これらを参照すれば、もはや政治学の古典ともいうべき参考書や論文が読み切れないほどあててある。後者は世界中の研究者が現在も愛用している。(かつて、数十万円はした後者を私有したいといったら、ワイフは、図書館を利用しなさい、と至極当然のことをいった。) 最近の手頃な2巻本として、*Mary Hawkesworth and Maurice Kogan eds., Encyclopedia of Government and Politics, vol. I & II, Routledge, 1992*、がある。

ここまでに入手し得た文献・資料の情報を消化して論文が書けたら、それは学部の卒論どころではない。優に修士論文のレベルに達するであろう。しかしさらに新しい、あるいは具体的な研究成果を知りたいとすれば、自己の研究テーマに関連する分野の教員・研究者が、そのクラスで配布するシラバスを入手することである。そこには一般的な入門書や概説書、そしてその分野の古典とされるものに加えて、細分化された専攻分野の最新の文献・資料がいくつか列挙してある筈である。教員は、それらについての情報をクラスで、タダで・・・いや、失礼！授業料は払っていた・・・開示・説明してくれるのである。これを逃す手はない。さらにもっと具体的で細かなテーマについての文献・資料を知りたいければ、教員に直接聞くのが一番である。(授業料には、そこまでの分も含まれている。) もっとも教員にも専攻分野があり、他の分野のあまり細かなテーマについては即答できないかもしれない。しかし少なくとも、どこをどう探せば良いかについての情報は得られるであろう。

さらに進んで、新しい研究情報に関して、事典以外に自分で調べる事のできる方法は、学会誌をチェックすることである。代表的なものとして、まず

日本政治学会が編集する『年報政治学』(各年度)がある。毎年2つくらいの特集テーマで編集され、知名の研究者による10本前後の論文が掲載されるので、自分の研究テーマに関連する特集の場合にはとくに参考となろう。また同年報には、政治学・政治理論、政治過程、行政学・地方自治、政治思想、政治史、比較政治・地域研究、国際政治と、政治学の各分野ごとに、その前年度に出版されたおもな論文・著書について簡単に紹介する「学界展望」がある。掲載された研究のすべてが“一流”というわけではなく、また前年度のすべての研究がそこに掲載されるというわけでは必ずしもないが、政治学のほぼ全域を網羅する重要な情報源である。さらに各専攻分野に対応して、たとえば日本行政学会、日本国際政治学会、日本選挙学会などがあり、それらからも『年報行政学』『国際政治』(年3回発行)、年報『選挙研究』などが発行されているので、それらを調べることも有益であろう。また比較的最近の発刊であるが、とくには日本政治に焦点を合わせる『レヴァイアサン』(年2回)という雑誌があり、気鋭の研究者たちによる最新の成果が掲載され、また書評もあるので、これも要チェックである。いくつかの文献・資料にあたると、特定の研究者の研究に心引かれる場合がある。そのときは、その研究者が所属する大学(の学部)や研究機関の「紀要」を探せば、そこに、まだ著書などとして公刊されていない論文を見つけることができる場合もある。

最もホットな研究情報を知りたいときは、上に記したような学会が主催する年次研究会に出席するという“奥の手”もある。そこでは、まだほとんどの人が知らない、公刊される(“活字になる”)前の研究ペーパーを、研究者自身が発表する。これらは、大抵の学会では、学会のメンバーでなくとも聴講できる。(ときに参加費を徴収する学会もあるが、勇気を持って人込みに紛れ込んでしまえば分からないことも多い。それに、そのような“もぐり”が沢山出現するということは、学会にとっては誇りであり、発表者にとっては研究者冥利(みょうり)につきるといふものだ。) いったんもぐりこんでしまえば、“かぶりつき”でお目当ての研究者の発表を聞くことができる。(もっともその場合は、あまり初歩的な質問は遠慮した方がよい。)そして通常は、それらワープロ製の発表ペーパーは、会場の外で一部100円くらいで売られていることが多いから、容易に入手できる。これ以上にホットな研究情報はない。(ただしそのような研究ペーパーの内容を、著者に断りなく借用したり、引用したりしてはいけない。それらは大抵は未定稿であり、著者自身が公刊を見合わせるかもしれないからである。)

政治学関係の先端的かつ最も優れた論文・著書は、他の学問分野でと同様、英語で発表される場合が多い。したがって日本の研究者も英語の文献をしばしば参照するが、その際の手がかりとしてもっとも代表的なものが、アメリカ政治学会(The American Political Science Association)が年4回発行する*American Political Science Review*である。(法学会・判例研究資料室に常備)この雑誌は政治学の全分野をカバーし、書評も充実している。論文をチェックするだけでなく、研究テーマに関連する新刊本が出版されたときなど、書評を覗いてみるのも有益である。ただし、すべての論文を読むときと同じく、執筆者の評価や主張をそのままのみにする必要はない。大切なのはあなた自身の判断と評価である。

探し出すことのできた、あるいは入手できた本や論文の読み方についていえば、文献・資料を探しているときはとくに、各章や本(論文)の末尾にある[注(註)]に注目するのがコツである。(欧文の論文であれば、[注]は同一ページの下段にあることも多い。)これらの[注]こそがまた、文献・資料の宝庫だからである。本文があまり参考にならなかった場合でも、自分が探していた文献・資料を、すばりこの[注]に教えられたことが何度あったことか。そしてここまでやるのであれば、はっきりいってあなたは“研究おたく”であり、立派な卒論が書けるに違いない。

さて研究テーマが確定していて、目当ての著書、論文、著者などが以上のような作業で分かったとすれば、あとは大学図書館の最新検索システムOPAC(オンライン目録)を利用すればよい。これについては図書館スタッフの説明に任せよう。本学図書館が所蔵していない場合は、インターネットのNACSIS webcat (<http://webcat.nacsis.ac.jp/>)で国内大学の図書・雑誌の所在情報を調べることができる。国立国会図書館の和書目録、果てはアメリカ議会図書館の目録、さらには「朝日」、「日経」、New York Timesの新聞記事なども、CD-ROMやインターネットを使って、自分で検索することが可能である。これらの点で分からないことがあれば、毎年新学期の頃に実施される図書館ガイド・ツアーに参加し、さらにはレファレンスの方に質問することである。つまり、図書館スタッフの方々を“私設秘書”と考えて、徹底的に使いこなす(失礼!)のである。

上で、教員の配るシラバスの有用性について述べた。またアメリカにおける研究の先進性についても触れた。ではアメリカの教員・研究者のシラバスを、日本にいながらにして見ることはできないか? これができるのである。

むろんシラバスを公開していればの話であるが、情報科学センターのパソコンからインターネットでアメリカの大学のホーム・ページに入り、政治学部のスタッフにアクセスできれば、誰がどのようなコースを教えている、そのシラバスはどのようなものかを見ることができる。これは大いに参考になる。

また世界各国のおもな新聞はそれぞれのURLを持っているので、そこにアクセスすれば、その日、その地域のおもな最新ニュースを知ることができる。たとえば「アイルランド問題」などの地域研究をするとき、アイルランドの新聞に載っているニュースを確かめたいならば、“<http://www.irish-times.com/>”などにリンクするのである。最近の小生の経験では、政治の世界にアメリカ女性がどの程度進出しているかを調べたかったとき、Rutgers University, New Jersey のCenter for the American Woman and Politicsという研究所にリンクして、貴重なデータを瞬時に得ることができた。これからは、論文や著書の参考文献の箇所に、そのようなURLが記載されることがますます増えるに違いない。すでに利用している人もいるであろうが、本を買って自分のものにしたいときは、和書でも洋書でも買える、Amazon.co.jpが便利である。洋書で在庫がない場合は、アメリカ本国のAmazon.comにリンクすれば、時間が少しかかるけれども、入手できる場合がある。

かくしてさまざまな方法、メディアを通じて、有益な情報を大量に収集できることが分かったと思う。これから後は、あなた自身の情報処理能力そして構想力・文章力次第である。

(大石 紘一郎)

※2005年度、大石氏は在外研究のため、本原稿のチェックをお願いできませんでした。

(2)外国の法令・判例の調べ方

法律の世界でも、外国とかかわりが出てくることもある。その場合には、外国法の規定の内容を調べる必要もうまれる。さらに、日本法と比較するために外国法を知りたいと思うこともあろう。日本法の場合でも、数ある法令の中から目的の法規定を探し当てることは容易ではない。まして、外国法となると、その苦労はさらに大きなものとなる。

そこで、私の経験を示すことによって、学生諸君がよりたやすく外国法を調査できるようになり、勉強に一層興味をもてるようになってもらえたら、と考えた。

<外国法研究の状況>

1 英米法

わが国の法は、戦後、アメリカ法の影響を強く受けて、さまざまな法分野でアメリカ法が顔を出すことになる。そこで、アメリカ法を調べるときの予備知識が必要になる。まず、アメリカ法といっても、連邦法と州法が存在するので、そのどちらを知りたいのかはっきりさせなければならない。

連邦法には、憲法を頂点として、いわゆる連邦権限に属する事項についての制定法が存在する。これらについては、後に述べる方法によって、比較的容易に知ることができるであろう。問題は州法である。基本的には、各州がその立法権限に基づいて制定法をおくほか、依然としてイギリス法を受け継いで州ごとに発展した判例が大きな意味をもち続けていることと、州ごとに法律の内容に微妙な違いが存在する可能性があるからである。州法の場合には、多くの判例を読んでそこから導かれる判例原則を明らかにする必要がある。

アメリカ法については、図書館のホームページから、『LexisNexis』を利用して、判例、法律、文献等を入手することができる。きわめて便利、かつ有益である。詳細はレファレンスで相談してほしい。

イギリス法の場合、アメリカ法ほど資料は豊富とはいえないだろう。しかし、「英米法」という名称のもとに、入門書から専門書まで多くの書籍が入手できるため、図書館等を利用すれば情報を得るチャンスは多い。

2 ヨーロッパ法

ヨーロッパの法、特に日本法の母法であるドイツ法の場合、研究者も少なくないので、概説書の入手は容易である。フランス法も同じ。しかし、それ以外の国については困難を感じることも少なくないだろう。また、最近では、EUの規定をも併せて検討する必要があるので注意しなければならない。

3 アジア・アフリカ・ラテンアメリカ法

英語、ドイツ語、フランス語を使う法体系については研究者も多く、基本的文献は手にしやすいのであるが、これらの地域の法律についていうと、その概略を知ることにも容易ではない。わが国の地理的状況からみて、もっとアジア法についての研究が行われても不思議ではないはずであるが、従来の外国法研究が専ら先進西欧諸国の法に向けられていた点、および研究に利用する言語の問題から、アジア法の研究は必ずしも十分に進んでいない。

4 社会主義国法

社会主義国法についても研究者が少なく、入手できる文献は多くはない。多くの場合に、調査に困難を感じることであろう。

<外国法調査の具体的方法>

これから述べるのは、個人的経験に基づいたノウハウであり、あくまでも参考であり、学生諸君が試行錯誤を重ねてより便利な方法を体得してもらうことを期待する。

第1次文献としての個々の法律は、原典と日本語の翻訳とに分けて、調査方法を示しておく。原典の場合、合衆国連邦法、イギリス法は法学会で入手できる。また、合衆国の判例は図書館で、イギリスの判例は法学会で読むことができる。

インターネットを使って外国法の情報を居ながらにして得る方法もある。例えば、東北大学法学部のホームページ (<http://www.law.tohoku.ac.jp/link/index-j.html>) には、アメリカ法のページ、国際法のページ、ヨーロッパ法のページ、日本法関係のリンク集、さらにサーチ&インデックス（文献検索およびWEB 検索）が設けられている。ここからいろいろとネットサーフィンすることで、より広範な情報が得られる可能性がある。また、「インターネットと法／知的財産法プロジェクト」も興味深いので、是非体験されることを勧めたい。

在来 of 文献を利用して外国法を調べるには、東京大学の外国法文献センター（一般開放）が近いところでは便利である。また、アジア関係では、アジア経済研究所にも多くの資料が所蔵されている。国際取引にかかわる資料では、JETRO の図書館も役立つであろう。

出版された資料（雑誌論文も含めて）の有無を確認するには、CD-ROM を使った『法律判例文献情報』や『リーガルベースCD-ROM』のデータベースが便利である。これらは、図書館の情報検索コーナーで利用できる。比較的最新の情報は、『法律時報』の巻末にある「文献月報」をめくって調べることができる。時間と手間はかかるが、欲しい情報を見つけたときの喜びは大きい。文献の所蔵場所（大学、研究所等）については、図書館レファレンス係に相談するとよい。

外国法を調査することは語学力の必要性を再確認するチャンスでもあり、積極的にチャレンジしてほしいと思う。（江泉 芳信）

(3) EU法判例の調べ方

EU法関係の判例を調べる際、主にEC裁判所 (Court of Justice of the European Communities) の判例が問題となる。EC裁判所の判例を英語 (またはその他の欧州言語) で読む場合と日本語で読む場合とに区別できるが、日本語の文書は紹介・翻訳となる。そのため、本来なら英語で読むべきだと思われる。従って、英語版のEC裁判所の判例をどのように入手するかについて先に説明する。

EC裁判所の判例は97年夏からインターネットで公開されている。一つの利用方法はマスコミあて発表 (Press Release) からの出発である。snipurl.com/jdn3では、月5件から10件の特に重要な新しい判例についての簡単な説明があり、最近の動きを確認するためには便利である。

更に、97年夏からの判例はデータベース化されて、snipurl.com/jdn6で検索が可能である。マスコミあて発表で検討するに値する判例を見つけた後、記録番号を控えて検索するだけで判例簡単に入手できる。

フランス語を読む場合、裁判所が提供する判例対象の索引も参照になる (snipurl.com/jdug)。例えば、人権は「droits fondamentaux」であるが、その項目で「Liberte d'expression」の欄を見ると、今までの言論の自由に関する判例の記録番号を確認できる。

また、同じくフランス語で提供されているEC裁判所判例のダイジェストは、領域別に今までの判例を簡略した形で紹介している (snipurl.com/jdul)。97年以前の判例は、委員会が無料で提供しているEur-Lexデータベースで検索できる (snipurl.com/jdut)。

従来は、これらの判例情報が有料であったが、今は、ほとんどのEC裁判所判例がインターネット経由で無料に入手できるようになった。有料データベースの存在理由がその分、疑問となる。単に判例の文言を伝えるだけではなく、判例の重要性の程度を示すなど、追加価値の提供がなければ、料金を支払う利用者がいなくなると思われる。

紙媒体でEC裁判所判例を調べるなら、EC裁判所が発行する判例集がある (Report of Cases before the Court of Justice and the Court of First Instance)。但し、本学では今のところ購読していない。重要な判例はCommon

Market Law Review (雑誌) で評釈の形で紹介されるが、発刊に時間がかかっているところが難点である。

日本語でEC裁判所の判例を勉強する場合、「ケースブックEC法」が便利である(山根裕子著、東京大学出版会、1996年、340ページ)。40件の判例について詳しい評釈を提供する本である。また、EU法全体を勉強するよりEU法のある特定の問題について研究する場合、その問題に関する雑誌論文・本などを参照すべきである。EC裁判所の判例を紹介する論文も多い。それらの文献の探し方について、また文献情報それ自体は、Wiki形式(snipurl.com/jdmg)で提供しているので、そこを参照していただきたい。



(4) 国立国会図書館の使い方

国立国会図書館という名称は、国でつくった「国会図書館」という意味ではない。徳川幕府の蔵書などを受け継ぎ上野に置かれた「国立図書館」と、議員の立法活動などを手助けするために設置された「国会図書館」とが一本化されて、生み出された名前である。

こうした由来が、この図書館の使い方に関わる。国会図書館としての性格は、「調査及び立法考査局」という部門が置かれている点に現われるが、われわれ一般利用者には、「法令議会資料室」があり、法律を制定する際の遣り取り、たとえば、国会衆参両院本会議や各種委員会の速記録などを簡単に閲覧できる点で、議会との関係を意識させられよう。

他方、国立図書館としての性格は、日本国内で出版された書籍類をすべて集める目的に反映され、出版した人にその納入を義務づけた「納本図書館」という側面に現われている。戦後公刊された本をほとんど蔵するが、大学図書館のように、本の背を見ながら自分で探せるわけではなく、あらかじめ検索した「請求記号」で請求し、館員に書庫から取り出してきてもらうスタイルをとるので、使いたい本を手にするまで、30分位はかかる。

このように、大学図書館とは、目的も規模も大きく異なるので、利用にあたっては——ほんの僅かだが——コツがいる。以下、「国立国会図書館利用のエキスパート」になるためのコツを記しておく。

① 国籍など問わず、18歳以上の者が利用できる。入館時に年齢チェックがあるから、学生証は持参すること。

② 日曜祭日ばかりか、多くの土曜が休館日で、月2回開かれる土曜の翌週月曜が休みと、ややこしい。行く前に 03-3581-2331 に電話して開館日か否か、聞か、ホームページ (<http://www.ndl.go.jp>) で確かめるのが賢明。受付に名刺大の年間スケジュール表が置いてあるから、一度行き、それをもってれば、後が楽。

③ 利用時間は以下の通りである。

開館 月～金9:30／土9:30
閉館 月～金19:00／土17:00

資料請求 月～金18:00／土16:00
(日・祝・第三水曜は休館)

図書の請求は、4時までだが、開館直後に入ると効率的。図書の請求票は、ふつう1回2枚だが、10時半までなら、3枚出せる。本が出てくるまでの時間が長いことを思うと、この1枚の差は大きい。

④ 図書館には、本館と新館がある。本館はふつうの図書を扱い、新館は雑誌や新聞などの逐次刊行物を扱う。といっても、2階で連絡しているので、どちらに入っても結局は同じ。どちらに入るかは、主としてどちらの文献を使うかによる。

⑤ 各館いずれでも、入ったら、ロッカー室に行き、荷物をコイン・ロッカーに預ける。そのため、ここに来るときには、百円玉が必要。コインは、鍵を戻すと返ってくる。なお、④にかかわるが、大きなロッカーは新館に多いので、大きなバッグを持っているときには、新館から入る方が無難である。

⑥ 館内には、筆記具や自分の本を持ち込めるが、中の見えないカバンに入れてはだめ。透明の袋を使う。「俺のはコクヨだ」とか、「私のはキングよ」とブランドにこだわる人は、自分で用意してもよいが、ロッカー室の入り口には、ポリ袋が置かれている。これは無料。だが、破けやすいので、「ちょっと荷物が重いかな」と思ったら、二重にする。

⑦ 入館証に住所・氏名・ロッカー番号などを記して受付に出すと、砂鉄が入っているような「利用カード」を渡される。カードには番号が印字されていて、その日一日、その番号ですべてが処理される。だから、このカードは大切にしないで、いけない。請求票の作成にもこれを使う。

⑧ 利用したい図書や雑誌の請求記号を調べて、請求票に書き込むが、この検索には、コンピュータのほか、カード・冊子体目録などを使う。オンライン検索用のコンピュータは、結構あるが、使う人も結構いるので、順番待ちの場合が少なくない。やはり、早起きすべきである。OPACを扱えれば、すぐ使える。（だから、OPACの講習を受けておくこと）

⑨ 請求票を書いたら「受付カウンター」にそれを出して、本を待つ。この図書館を効率的に使えるか否かは、こうした待時間の利用法にかかっている。ポケンと椅子に掛けているのはもったいない。本が出てくれば、館内いたるところに設置されたモニターに、きみの「番号」が表示される仕組みなので、安心して、カウンターの前を離れて、別の文献を探したりすることができる。

⑩ 本を受け取り、閲覧室で読む。席の指定はない。

⑪ 複写には「即日複写」と「後日渡し複写」の二種がある。前者には、1回

あたり80頁まで、との制限があるが、10分から30分ほどで仕上がるのは便利。もっとも、コピー代は、A4判1枚25.2円と安くはない。

⑫ 本を借りたときには、その返却手続を済ませ、「利用カード」をゲートに入れて退館する。

⑬ 国立国会図書館を特色づけている施設に「憲政資料室」がある。明治憲法・現行憲法の成立や運用に関わる史料を「伊東已代治文書」とか、「佐藤達夫文書」というように個人別に整理し利用に供しているほか、GHQ や極東委員会など占領に関わる資料をマイクロ・フィルム化して所蔵する。利用には、若干の制限があるが、怖れる必要もない。この部屋では、ここにしかない史料を閲覧することが多いので、出来るだけ鉛筆を使い、インクをつけて史料を痛めないよう、細心の注意を払いたい。

以上、要するに、「国立国会図書館は、大学図書館にはない史資料を利用するための施設だ」と考えて、利用目的をその設立趣旨に副わせるのが「エキスパート化」への第一歩である。(佐々木 高雄)

本稿執筆にあたり、『国立国会図書館百科』
(同編集委員会編・1988年)や国立国会図書館作成の「図書利用てびき」・「図書や雑誌を利用するには」などを利用させていただいた。

国立国会図書館へは……

地下鉄有楽町線
// 半蔵門線 } 「永田町」下車 2番出口よりすぐ。

地下鉄千代田線
// 丸ノ内線 } 「国会議事堂前」下車
2番出口より、国会議事堂を正面にみてその隣。

(5) 国際機関からの資料収集

国際法やEC／EU法はもちろん、労働法や刑事法などの分野でも近年は、国際機関の決議や勧告、議事録といった文書を参照する必要があるが出てくること
が少なくない。以下は、そのような場合の資料調べの仕方であるが、その前
に注意点を。まず、ここでのテーマは、国際機関からの一次（＝ナマ）資料
の収集であって、国際機関について書かれた二次資料の収集ではない。つま
り、国連にはどのような機関があってそれぞれどのような活動をしているの
かという一般的な事柄は、国連に関する概説書や国際機構論の教科書を見
ればよいことであって、国連それ自体に問い合わせるようなことではない
（後述する国連の広報センターには、国連を紹介したパンフレットなどもある
が、それは自分で直接に行き読むこと。「国連ってどういう活動をしてい
るんですか？」なんていう電話をかけるのは迷惑なだけ）。それともう一つ、こ
れも基本的ながら留意すべきこととして、国際機関の所蔵する資料は、日
本の一般読者向けの広報誌などを除けば原則としてすべて、外国語（英語、仏
語など、その機関の公用語）であるということ。従って、現実には、当該外
国語を相当程度読みこなす能力を身につけていないと、利用は難しい。しか
し、言語の点をクリアし、実際に自分が取りかかっている調査・研究のため
具体的に資料探しをする（例えば、××年の国連総会第△△会期の決議〇〇
号の原文を見たい）という人は、青学生であるという幸運に感謝しよう。何
たって、国連大学ビルは青キャンの目の前。ここに入っているいろいろな施
設は、国際機関の資料の宝庫なのである。

(1) 国連及び国連専門機関・関連機関

国連の文書は、日本では12ほどある寄託図書館に送付されているが、こ
のうち、都内にあり便利なのは、東京大学総合図書館の3階にある国際資料
室（tel. 3812-2111、内線2645）。ここでは、室内にはコピー機はないが、当
日中であれば資料を一時持ち出して自分でコピーを取ることができる。この
資料室は、総会や安保理の決議集や議事録、国際司法裁判所の判決、国連
事務局に登録済みの国際条約など、国連の主要機関の資料に加え、専門
機関（国際労働機関ILO、世界保健機関WHO、ユネスコなど）の発行した資

料も備えており、利用価値は高い。それから、国連大学ビル8階にある国連広報センター（tel. 5467-4451）も、国連機関の資料（最新のものは、寄託図書館より2ヶ月ほど到着が早い）のほか、国連の出版物や年鑑などを揃え、閲覧やコピーを受け付けている（なお、広報センターは、「近着資料選」を日本語でも発行・配布している。また、日本語のホームページも開設された（<http://www.unic.or.jp>）。それから、国連大学ビルの同じ8階フロアにはILO東京支局（tel. 5467-2701）などもあり、ILOの出版物を閲覧・購入できる。国連大学ビルは、敷居が高くて入りづらい……と思っている人も多いかもしれないが、1階の受付で行き先を告げ、名前を書いて「ビジター」バッジをもらえばOK！なので、恐れずに利用してみよう（ちなみに、そもそも「国連大学って何なのか知りたかった……」という人は→Q&Aへ）。

言うまでもなく、今やインターネットによる資料収集も欠かせない。国連のホームページ（<http://www.un.org>）では、国連の諸機関の最近の活動や事務総長の声明など、国連に関するさまざまな情報が公開されている。2001年9月の同時多発テロ事件以降の国連の対応についても、「テロに対する国連の行動」として一目でわかるようになっている。また、国連のホームページ“UN System Sites”をクリックすれば、「国連システム」と総称される関連機関や専門機関の一覧が出て、それらのホームページへリンクされるようになっている。ちなみに、国際人権法の研究に私がよく利用しているのは、国連の人権高等弁務官事務所（旧人権センター）のホームページ（<http://www.ohchr.org>）。これを利用すると、国際人権規約の委員会（自由権規約委員会・社会権規約委員会）が出している年報なども全文、直接入手できるのである。

国連のページの“Search”ボタンを使って国連の文書を探すこともあるだろう。このようなとき、国連文書（U.N.Doc.と略される）には必ず右上部分に文書番号が付されているので、その決まりはある程度知っておくとよい。基本的な点は、国連総会はA、経済社会理事会はE、安全保障理事会はSという略称で、それぞれの文書はA/.....、E/.....、S/.....で始まる。.....の部分は、会議の会期や、関連の各補助機関や委員会の分類、それぞれの文書の番号などがくる。総会の場合、毎年いろいろな機関から年次報告の提出を受けるが、例えば、A/50/....とあれば、総会の第50会期の文書である。また、経済社会理事会の下にはいくつかの委員会があり、委員会はC N .

(Commission の略) と表記される。例えば、人権委員会の場合、4 つめの委員会として、E/CN.4/.... となっている。

(2) EC/EU (ヨーロッパ共同体・ヨーロッパ連合)

次に、最近はEC/EUの資料を直接調べたいという人も多くいることだろう。EC/EUの資料を見るには、国会図書館のほか全国各地の大学に設置されているEU資料センターへ行くとよい。残念ながら青学にはないが、都内では、前述の東大の国際資料室や、早稲田大学の現代政治経済研究所 (tel. 3203-4141、内線 71-3324) などに入っている。

ECの法令は、日刊のEC官報 (Official Journal; OJ) に掲載される (OJのうち、L (legislation) は採択された法令、C (Information and Notices) はEC委員会による提案などである)。法令は、「規則」が番号/採択年度 (例: 37/98)、「指令」と「決定」が採択年度/番号 (例: 98/37) の順に番号を付されており、官報のインデックスで検索して見つけられる。

EUはインターネットによる情報公開を積極的に進めており、EUのwwwサーバー「EUROPA」(<http://europa.eu.int>) を通じて、EUの機構や諸機関の活動、統計情報などを含む多彩な情報を得ることができる。また、画期的なことに、先ごろ開始された「EU法検索サービス」により、基本条約はもちろん、EC委員会が公表する文書や法案、CELEX (EC法データベース) から抜粋した既存の法令、最近のEC裁判所判例、EC官報のL及びCシリーズ (刊行から20日間のみ) などが無料で閲覧できることになった。今後は、資料センターへ出向かなくても、これを利用して入手できるものも多いだろう。

(3) その他の機関

その他、前述の東大国際資料室は、世界貿易機関WTOや経済開発協力機構OECDなどの資料も備えている。必要に応じて利用しよう。

(申 恵半)

(6)レファレンス・ツール一覧

レポートや論文を書くための文献を探るとき、目録や書誌・索引などのレファレンス・ツールを使ってみましょう。ここでは、法学関係のツールはもちろん、役にたつ基本的な二次資料を紹介します。このレファレンス・ツールを使って必要な文献が見つかったら、『OPAC』（オンライン蔵書目録）を使って、本学にあるかどうか調べましょう。

タイトル	収録年	内 容	索 引	所蔵場所
判例体系 (第一法規、加除式)	1890～	各裁判所の判例要旨を網羅的に 条文ごとにまとめ出典も付記。 第一期版（1973年までの判例。 一部1976-79） 第二期版（現在発行中）	裁判年月日 索引 事件番号、登 載判例集の 巻・頁を明記	法学会図書室
法律判例 文献情報	1981～	〈文献編〉 毎月新しく発行される 法学関係の図書、雑誌 論文の索引。 〈判例編〉 新判例。原文にあたる ための出典が出ている。	年周索引 ・事項 ・著者名 ・判例年月日 ・判例法条	青山 新書庫 相模原 3階学術雑誌架
雑誌記事索引 人文・社会編	1948～ 1989	国立国会図書館所蔵の学術雑誌に 収録されている論文の索引	・件 名 ・著 者 名	青山 参考図書室 書誌コーナー 相模原 2階書誌目録
大宅壮一文庫雑誌 記事索引総目録	1985～ 1995	大宅壮一文庫所蔵の図書や週刊誌 などの一般雑誌記事の索引	・件 名 ・人 名	青山 参考図書室 書誌コーナー 相模原 2階書誌目録
邦文法律雑誌 記事索引	1957～	最高裁判所図書館所蔵の和雑誌に 収録されている法学関係の論文・ 記事索引	・分類索引 ・判例評釈記 事法条 ・裁判年月日 ・執筆者	青山 参考図書室 書誌コーナー 相模原 2階書誌目録
法律関係雑誌 記事索引	1989～	法務図書館所蔵の和雑誌及び記念 論文集に収録された法律関係の記 事索引	・事項 ・執筆者	青山 参考図書室 書誌コーナー
日本件名図書目録	1956～	日本で出版された図書を主題別に 収録	なし	青山 参考図書室 地下集密書庫

タイトル	収録年	内 容	索 引	所蔵場所
・法学文献総目録 ・戦後法学文献 総目録	1916～44 1945～92	大正初期から現在までに出版された法学に関する主要な図書、論文の目録	なし	青山 参考図書室 書誌コーナー 相模原 2階書誌目録
邦文法律関係記念 論文集総合目録	1984現在	図書の形で出版された法学関係の記念論文集の目録	・執筆者	青山 参考図書室 書誌コーナー
日本法令索引	1949～ 2002	現行法令の索引。旧法令編には、1981年(昭和56年)9月1日までに廃止された法令を収録	・事項別 ・年別 ・五十音別	青山 参考図書室 書誌コーナー 相模原 2階書誌目録
・民事判例索引集 ・刑事判例索引集	加除式	裁判所法施行後の判例のうち主要な判例集や法律関係雑誌に掲載された判例の索引	なし	青山 参考図書室 加湿式コーナー
民事裁判例索引	1971～ 1997	民事裁判例のうち、主要な判例集や法律関係雑誌に掲載されたものについて、判示事項を収録。年度版で発行されている。	・月日別	青山 雑誌庫 (1971-72,74-77,79-) 相模原 3階法令集 (1971-)
判例年報		主要な判例集や法律関係雑誌に掲載された判例の判示事項と要旨を収録。判例タイムズの臨時増刊として、年に一度発行されている。	・裁判 ・年月日順	青山 雑誌庫 (1975,1977-) 相模原 3階学術雑誌架 (1988-)
英米法研究 文献目録	1867～ 1975 1976～ 1995	英米法に関してわが国で公にされた著書・論文の分類目録。	・事項 ・人名	青山 参考図書室 書誌コーナー 相模原 2階書誌目録
重要労働 判例総覧	1986～	「労働判例」誌に掲載されたすべての労働関係判決(決定)・命令の要旨を各項目別に分類したものの。	・月別・言渡 日順 項目別	青山 参考図書室 書誌コーナー
法学文献の調べ方 板寺一太郎著 東京大学出版会1978		図書館員が書いた法学文献の探し方の本である。法学関係の基本的な書誌の紹介をはじめ法令・判例の調べ方も、ていねいに書かれている。		青山 一般書架 相模原 地下一般図書 (320.7:18-3)
法律図書館ユーザーズマニュアル 全訂版法律図書館連絡会2000		法律図書館の利用法、法律文献の調査や探し方などが書かれている。		青山 参考図書室
情報の科学と技術 Vol.51 No.3(2001) 特集＝法令・判例情報		国内法令の調べ方、国内の判例(集)の調べ方、海外の法令・判例情報、国内の官報についてわかりやすく紹介している。		青山 雑誌庫 相模原 3階学術雑誌架

(7)他大学・他機関の図書館の利用とILL

法学関係の文献は、かなりその幅が広く、すべての文献を所蔵している図書館は皆無といってよいでしょう。近年はひとつの図書館でなんでも収集するのではなく、それぞれの図書館や資料室がネットワークを組んで、相互に補いながらより高度な文献提供サービスができるように、相互利用やILL (Interlibrary Loan・相互貸借) のシステムが確立されています。国内のみならず海外の図書館からも文献を取り寄せることができるようになりました。しかし、それらのサービスを受けるにはルールを守ることが必要です。ルールを守って、幅広く、深く文献を収集しましょう。

探している資料が青山学院に所蔵されていない場合、他大学・他機関の図書館を利用することができます。利用は以下の手順に従ってください。



① 図書……………

・ 他大学で所蔵しているかどうかを調べる。

⇒ Webcat Plus、各館のOPACで調べよう
レファレンス係に相談しよう

・ 国立国会図書館で所蔵しているかどうかを調べる。

⇒ NDL-OPAC
(国立国会図書館
蔵書検索システム) を使って調べよう

② 雑誌……………

・ 他大学・他機関で所蔵しているかどうかを調べる。

⇒ Webcat Plusで調べよう

大部分の大学図書館と、他機関の図書館は、利用に際して青山学院大学図書館発行の紹介状を持参する必要があります。紹介状の発行はレファレンス係に申し込んでください。(山手線沿線私立大学図書館コンソーシアム加盟館は除く)

利用したい資料が遠隔地の図書館でしか所蔵していない場合、文献や複写の取り寄せのサービスを受けることができます。

⇒ レファレンス係に相談しよう



他大学・他機関一覧

所蔵や詳細はインターネット等で確認して下さい。

相模原市立図書館	〒229-0033 神奈川県相模原市鹿沼台2-13-1 TEL.042(754)3604 FAX.042(754)0746 http://www.lib.sagamihara.kanagawa.jp/
国立国会図書館 議会官庁資料室	〒100-8924 千代田区永田町1-10-1 新館3F TEL.03(3581)2331 http://www.ndl.go.jp/horei_jp/index.htm
霞が関政府刊行物 サービスセンター	〒100-0013 千代田区霞が関1-2-1 TEL.03(3504)3885 http://www.npb.go.jp/ja/books/sc.html
国立公文書館	〒102-0091 千代田区北の丸公園3-2 TEL.03(3214)0621 http://www.archives.go.jp/
*最高裁判所図書館	〒102-8651 千代田区千代田4-2 TEL.03(3264)8111 FAX.03(3221)8976
*社団法人政府資料等 普及調査会・資料センター	〒104-0041 中央区新富1-7-3 阪和第2別館ビル4階 TEL.03(3523)2210 http://www.gloss.or.jp/info/datacenter.htm
東京大学法学部付属 外国法文献センター	〒113-0033 文京区本郷7-3-1 法学部4号館1階 TEL.03(5841)3172、3198 http://www.j.u-tokyo.ac.jp/lib/index.html
*学習院大学 法経図書センター	〒171-8588 豊島区目白1-5-1 TEL.03(5992)5222 FAX.03(5992)1026 http://www.gakushuin.ac.jp/univ/le-lib/
明治大学博物館刑事部門	〒101-8301 千代田区神田駿河台1-1 TEL.03(3296)4448 http://www.meiji.ac.jp/museum/criminal/keiji.html
*日本大学法学部図書館	〒101-8375 千代田区三崎町2-3-1 TEL.03(5275)8545(参考係) http://www.law.nihon-u.ac.jp/lbry/lbry.html
*早稲田大学法律文献 情報センター	〒169-8050 新宿区西早稲田1-6-1 9号館4F TEL.03(5286)1805
(財)日本税務研究センター 図書室	〒141-0032 品川区大崎1-11-8 日本税理士会館2F TEL.03(5435)0915 FAX.03(5435)0916 http://www.jtri.or.jp/
(財)損害保険事業 総合研究所図書室	〒101-8335 千代田区神田淡路町2-9 損保会館2F TEL.03(3255)5513 FAX.03(3255)5537 http://www.sonposoken.or.jp/library/

*印は紹介状が必要(レファレンス係に相談)

5

法情報の取り扱い

5

法情報の取り扱い

本章では、法情報の取り扱いについて、簡単に説明いたします。
すなわち、各種法情報を掲載している雑誌類を紹介します。次に、このような各種法情報を用いるにあたって一番留意しなければならない点である（特にレポート、論文を書く時に重要となる）、文献の引用・出典の方法について説明します。

(1) 法令集・判例集・法学関係雑誌一覧

本学で所蔵する法令集、判例集および比較的良好に利用される法律雑誌の一覧があげられています。法令集と判例集については、使用頻度の高い順にグループ分けをしています。

各大学法学部の論集・紀要類（「青山法学論集」に相当するもの）は、このリストに加えてありません。これらは法学会図書室と本館地下集密書庫で所蔵しています。なお、雑誌を利用する場合は、必ず『OPAC』（オンライン蔵書目録）を使って所蔵状況を確認してください。

◆ 法令集

名 称	法学会図書室	大学図書館本館	相模原分館
現行日本法規(加除式)	有	有	有
法令全書		1946—	

現行日本法規は、現在通用しているすべての法律・政省令を収録している。

法令全書は廃止されてしまった法令を調べるのに便利。

そのほか、以下のような法令集がある。

名 称	法学会図書室	大学図書館本館	相模原分館
明治年間法令全書		1—45	
大正年間法令全書		1—15	
昭和年間法令全書		1—	
基本行政通知・処理基準(加除式)		有	
条例解説全集(加除式)		有	
Law Bulletin Series Japan (英文の現行日本法規)(加除式)	有	六法のみ	六法のみ

◆ 判例集

以下のものが公式判例集である。論文などで正式に引用するときは、後掲の判例時報や判例タイムズなどよりも優先される。

* 欠号あり(詳細はおたずねください)

名 称	略 号	法学会図書室	大学図書館本館	相模原分館
最高裁判所民事判例集	民集	1巻一	1巻一 *	1巻一 *
最高裁判所刑事判例集	刑集	1巻一	1巻一 *	1巻一 *
高等裁判所民事判例集	高民集 高裁民集	1巻一	1巻一	1巻一 *
高等裁判所刑事判例集	高刑集 高裁刑集	1巻一	1巻一 *	1巻一 *
行政事件裁判例集	行裁判集 行集	1巻一	1—48巻	
行政裁判所判決録 (復刻版含む)	行録		1—57号 * 14—58巻	
家庭裁判月報	家月	昭和24年2号— 26年12号, 4巻一	昭和24年2号— 26年12号, 4巻一	昭和24年2号— 26年12号, 4巻一
家庭裁判所月報 →家庭裁判月報に改題		昭和24年1号	昭和24年1号	昭和24年1号
交通事故民事裁判例集	交民集		1巻一	
知的財産権関係民事・行政裁判例集(略語は知的裁集) →22巻以前は無体財産権関係民事・行政裁判例集			23—30巻	
無体財産権関係民事・行政裁判例集(略号は無体集) →知的財産権関係民事・行政裁判例集に改題			1—22巻 総索引	
労働関係民事裁判例集	労民集	1巻一	44巻一	
(明治前期)大審院 民事判決録			明治14—15年	
(明治前期)大審院 刑事判決録			明治8年6号— 明治20年12号	

名 称	略 号	法学会図書室	大学図書館本館	相模原分館
大審院民事判決録	民録	1-27輯	1-27輯 (明治37年-大正10年)	10-27輯 *
大審院刑事判決録	刑録	1-27輯	1-27輯 (明治37年-大正10年)	10-27輯
大審院民事判例集	民集	1-25巻	1-25巻	1-25巻
大審院刑事判例集	刑集	1-26巻	1-26巻	1-26巻
大審院判決全集	判決全集	1-11巻		
法律新聞	新聞		1-4922号	
法律学説判例評論全集 高窪喜八郎[ほか]編			1-32巻 (320.984:T1-2-1~32)	
下級裁判所 民事裁判例集(廃刊)	下民集 下級民集	1-35巻	1-35巻	1-35巻
下級裁判所刑事裁判例集 →刑事裁判月報に改題	下刑集 下級刑集	1-10巻	1-10巻 *	1-10巻
刑事裁判月報(廃刊)	刑裁月報	1-18巻	2-18巻	1-18巻

以下のものは、公式判例集ではないが、速報性を取り上げる判例の幅の広さ、数の多さという点から利便性の高いものである。

名 称	略 号	法学会図書室	大学図書館本館	相模原分館
判例時報	判時	1号-	1号- *	1号-
判例タイムズ	判タ	1輯 (1948)-	1輯 (1948)- *	1号 (1950)- *

なお、上記のほか、後掲の法律雑誌のなかに判例集としての性格を持つものが含まれているので注意しよう（例、金融・商事判例、労働判例、判例地方自治ほか）。

◆ 主な判例要旨・解説集

名 称	法学会図書室	大学図書館本館	相模原分館
最高裁判所判例解説 刑事編	有	1954－	1954－
最高裁判所判例解説 民事編	有	1954－	1954－
判例体系(加除式)	有		
不法行為判例集成(加除式)	有		
基本判例 行政法(加除式)			30－
基本判例 刑法(加除式)			27
基本判例 刑事訴訟法(加除式)			18, 28, 36, 39－
基本判例 憲法(加除式)			37－

◆ その他

条約集 二国間条約		1987, 1989, 1992－	1980－
条約集 多数国間条約		1987, 1989, 1991－	1980－
不当労働行為事件命令集		1号－	
公正取引委員会審決集	1号－	1－33号, 36号－	

◆ 雑誌類

誌名のアルファベット順

* 欠号あり(詳細はおたずねください)

名 称	略 号	法学会図書室	大学図書館本館	相模原分館
アメリカ法	米法	1965(1号)－	1996－	
別冊判例タイムズ		1号－ (1975－)	1－12号 (1975－1992)	1号－ (1975－)
別冊ジュリスト		1号－	1号－ (1965－)	1号－ (1965－)
別冊商事法務			15号－ (1972－)	
別冊商事法務研究 →別冊商事法務に改題			1－14号 (1965－1972)	
著作権研究	著作権		5－6, 10号－ (1972－)	
不動産法律セミナー	不セ		13巻－ * (1982－)	
外国の立法		1－44号 9－31巻	32巻－ (1962－)	
月刊法学教室 →法学教室に改題	法教	1－102号	1－102号 (1980－1989)	1－102号 (1980－1989)
月刊国民生活			12－ * (1982－2005)	
月刊消費者信用			14巻2号－	
銀行法務21 →38巻以前は手形研究			39巻－ (1995－)	
判例地方自治	判例自治		1号－ * (1984－)	
判例時報	判時	1号－ (1953－)	1号－ * (1953－)	1号－ (1953－)
判例タイムズ	判タ	1輯 (1948)－	1輯 (1948)－ *	1号 (1950)－ *

名 称	略 号	法学会図書室	大学図書館本館	相模原分館
〈別冊〉判例タイムズ		1号－ (1975－)	1－12号 (1975－1992)	1号－ (1975－)
比較法研究	比較	1号－ (1950－)	30号－ (1969－)	
比較法雑誌	比雑	13巻－ (1979－)	1巻－ * (1951－)	
法学協会雑誌	法協	1巻 (1884)－	24巻 11号 * (1906)－	98巻 (1981)－
法学教室 →102号以前は月刊法学教室	法教	103号－ (1989－)	103号－ (1989－)	103号－ (1989－)
〈月刊〉法学教室 →月刊法学教室に改題	法教	1－102号 (1980－1989)	1－102号 (1980－1989)	1－102号 (1980－1989)
法学論叢	法叢	1巻－ (1919－)	1巻－ * (1919－)	108巻－ * (1981－)
法学セミナー	法セ	1号－ (1956－)	1号－ * (1956－)	1号－ (1956－)
法律時報	法時	1巻－ (1929－)	1巻－ * (1929－)	1巻－ * (1929－)
法律のひろば	ひろば	18巻－ (1965－)	1巻－ * (1949－)	
法社会学	法社		1号－ * (1951－)	47－48 (1995－1996)
法曹時報	曹時	1巻－ (1949－)	1-9巻, 18巻- * (1949－)	
法哲学年報	法哲		1953－1970, 1974－1977	
法とコンピュータ	法コン		1号－ (1983－)	
自治研究	自研		11-17巻, 29巻- * (1935－)	57巻－ (1981－)
自由と正義	自正	16巻－ (1965－)	1巻－ * (1950－)	54巻12号－ (2003－)

名 称	略 号	法学会図書室	大学図書館本館	相模原分館
受験新報			33巻－ ＊ (1983－)	1年保存
旬刊金融法務事情	金法	1号－ (1953－)	1号－ ＊ (1953－)	1号－ ＊ (1953－)
旬刊商事法務 →591号以前は旬刊商事法務研究	商事	592号－ (1972－)	592号－ ＊ (1972－)	592－1220号, 1238号－ (1972－)
旬刊商事法務研究 →旬刊商事法務に改題		1－591号 (1955－1972)	29－591号 (1956－1972)	1－591号 (1955－1972)
ジュリスト	ジュリ	1号－ (1952－)	1号－ ＊ (1952－)	1号－ (1952－)
〈別冊〉ジュリスト		1号－ (1965－)	1号－ (1965－)	1号－ (1965－)
海外商事法務 →国際商事法務に改題		25－126号 (1964－1972)		
海外商事法務調査会会報 →海外商事法務に改題		1－24号 (1962－1964)		
海法会誌			4号－ ＊ (1920－)	
海事法研究会誌		1号－ (1974－)		
会社の実務 →企業法研究に改題		1－76輯		
ケース研究	ケ研		1号－ ＊ (1949－)	
刑法雑誌	刑法	1巻－ (1950－)	1巻－ ＊ (1950－)	
警察学論集	警論	21巻－ (1968－)		
警察研究(廃刊)	警研	39－64巻 (1959－1993)	1-5巻, 24-64巻 ＊ (1930－1993)	
経済法(廃刊)	経法	1－22号 (1958－1979)	1号－5号 (1958－1962)	

名 称	略 号	法学会図書室	大学図書館本館	相模原分館
経済法学会年報 →日本経済法学会年報に改題		1号－ (1980－)	1－18号 (1980－1994)	
憲法問題	憲問	1号－ (1990－)	1号－ (1990－)	5, 11号 (1994, 2000)
企業法研究(廃刊) 企業法論社		77－268号 * (1961－1977)		
季刊実務民事法(廃刊)		1－8号 (1983－1985)		1－8号 (1983－1985)
季刊国際政治			1号－ (1957－)	
季刊教育法	季教	8号－	1号－ * (1971－)	
季刊労働法	季労	67号－	11号－ * (1961－)	1－150号 (1951－)
季刊労働法別冊		1号－12号 (1977－1987)		
〈旬刊〉金融法務事情	金法	1号－ (1953－)	1号－ (1953－)	1号－ * (1953－)
金融・商事判例 →484号以前は〈週刊〉金融商事判例	金判	485号－ (1976－)	485号－ (1976－)	485号－ (1976－)
〈週刊〉金融判例 →週刊金融・商事判例に改題		1－60号 (1966－1967)	1－60号 (1966－1967)	1－60号 (1966－1967)
〈週刊〉金融・商事判例 →金融・商事判例に改題		61－484号 (1967－1975)	61－484号 (1967－1975)	61－484号 (1967－1975)
国家学会雑誌 (復刻版含む)	国家		1巻－ * (1896－)	45巻－ * (1931－)
国際法外交雑誌 (復刻版含む)	国際		1巻－ * (1902－)	32巻－ * (1933－)
国際女性		1号－ (1988－)		
国際政治			1号－ (1957－)	

名 称	略 号	法学会図書室	大学図書館本館	相模原分館
国際商事法務	際商	1巻－ (1973－)	1巻－ * (1973－)	
コピライト		438号－ (1997－)	84号－ * (1968－)	
戸籍時報	戸時		382号－ * (1990－)	
公法研究 (複製版含む)	公法	1号－ (1949－)	1号－ (1949－)	1－27号 * (1949－1965)
公正取引	公取	1号－ (1950－)	88号－ * (1958－)	
クレジット研究		3号－ (1990－)		
Law School (廃刊)				1－55
民事研修 →みんけんに改題	民研		1号－452号 (1957－1994)	
みんけん →453号以前は民事研修			453号－ (1995－)	
民事訴訟雑誌	民訴	1号－ (1954－)	1号－ (1954－)	
民商法雑誌	民商	1巻－ (1935－)	1巻－ * (1935－)	1巻－ (1935－)
NBL →24号以前はNew business law		25号－ (1972－)	25号－ (1972－)	
New business law →NBLに改題		1－24号 (1971－1972)	1－24号 (1971－1972)	
年報行政研究			1－10, 23, 28, 30号－ (1962－)	35号－ (2000)
年報政治学			1950－ * (1998－)	1960－ *
日本経済法学会年報 →18号以前は経済法学会年報			19号－ (1998－)	

名 称	略 号	法学会図書室	大学図書館本館	相模原分館
日本労働法学会誌	労働	28号— (1966—)	26—70号, 72号—(1965—)	
日本労働研究雑誌 →31巻以前は日本労働協会雑誌	労研	32巻— (1990—)	32巻— * (1990—)	
日本労働協会雑誌 →日本労働研究雑誌に改題		10—31巻 (1959—1989)		1—31巻 * (1959—1989)
日本政治学会年報			1950— *	1960— *
パテント			1—42巻, * 47巻—(1948—)	
レヴァイアサン			1—6号, 8号— (1987—)	1号— (1987—)
労働判例	労判		130号— * (1971—)	
労働法律旬報	労旬		1—402号 * 919号—(1949—)	
裁判所時報			1号— * (1948—)	
選挙研究			1号— * (1986—)	
社会保障法		2号— (1987—)		
私法		1号— (1949—)	1号— (1949—)	
〈資料版〉商事法務		1号— (1984—)		
消費者法ニュース		7号— (1991—)		
〈別冊〉商事法務 →14号以前は〈別冊〉商事法務研究			15号— (1972—)	
〈別冊〉商事法務研究 →別冊商事法務に改題			1—14号 (1965—1972)	

名 称	略 号	法学会図書室	大学図書館本館	相模原分館
<旬刊>商事法務 →591号以前は<旬刊>商事法務研究	商事	592号－ (1972－)	592号－ * (1972－)	592－1220号、 1238号－ (1972－)
<旬刊>商事法務研究 →旬刊商事法務に改題		1－591号 (1955－1972)	29－591号 (1956－1972)	1－591号 (1955－1972)
<海外>商事法務 →国際商事法務に改題		25－126号 (1964－1972)		
<海外>商事法務調査会会報 →海外商事法務に改題		1－24号 (1962－1964)		
シュトイエル (廃刊)	シュト		1－396号 (1962－1965)	
週刊金融判例 →週刊金融・商事判例に改題		1－60号 (1966－1967)	1－60号 (1966－1967)	1－60号 (1966－1967)
週刊金融・商事判例 →金融・商事判例に改題		61－484号 (1967－1975)	61－484号 (1967－1975)	61－484号 (1967－1975)
損害保険研究	損保	45巻－ (1983－)	1巻－ * (1935－)	
租税法研究	租税		1号－ (1973－)	
手形研究 →銀行法務21に改題	手研		1－38巻 (1957－1994)	
時の法令	時法	808号－ (1972－)	492号－ * (1964－)	168号、 1096号－ (1981－)
登記研究	登研		1号－ (1948－)	
税法学	税法		1号－ (1951－)	
税務訴訟資料			1号－ (1950－)	

(2) 法律文献等出典の表示方法

I 文献の表示

1 雑誌論文

執筆者名「論文名」 雑誌名 巻 号 頁（発行年）

または、巻 号（発行年） 頁

例：① 横田喜三郎「条約の違憲審査権一砂川判決を中心として」国家73巻7=8号1頁以下（1960）

② 末弘厳太郎「物権的請求権理論の再検討」法時11巻5号（1939）1頁以下〔民法雑記帳（上）（日本評論社、1953）所収、238頁以下〕

注：1）当該論文のサブタイトルは、できるかぎり表示することが望ましい。

2）頁は「ページ」ではなく、「頁」と表示する。当該巻号の頁表示するのを原則とするが、合本にした場合等で通し番号があるときは、それを表示してもよい。なお、頁数の表示は末尾にすべきであるという見解がある。

3）発行年は入れるものとする。西暦か和暦かは、共同執筆等の場合を除き、著者の意向による。

4）巻・号・頁は、－（ダッシュ）または・（ナカグロ）で略してもよい。たとえば、「国家73－7＝8－1」。

5）再収録された論文集があれば、「所収」を表示し、さらに頁を入れることが望ましい（例”参照）。その場合、論文集等の発行名は、できるかぎり入れるものとする。

2 単行本

(1) 単独筆書の場合

執筆者名『書名』 頁（発行所、版表示、発行年）

または（発行所、版表示、発行年） 頁

例：四宮和夫『民法総則』125頁（弘文堂、第4版、1986）

注：1）書名は、原則として『 』でくくるものとするが、・（ナカグロ）でもよい。

たとえば、四宮和夫・民法総則（弘文堂、第4版、1986）125頁。

2）シリーズ名、サブタイトルは必要に応じて入れる。

- 3) 発行所はできるかぎり入れるものとする。
- 4) 発行年は必ず入れる。
- 5) 書名に改訂版、新版等が表示されている場合は書名の一部として表示し、書名にそれぞれが表示されていない場合は、() 内に入れる。ただし、版表示については、初版本については入れないが、改訂版、第2版、第3版等は、必ず入れる。
- 6) (発行所、版表示、発行年)の順序については、(発行年、版表示、発行所)でもよい。

(2) 共著書の場合

(a) 一般

執筆者名「論文名」 共著書名『書名』 頁(発行所、発行年)

または、共著者名『書名』 頁〔執筆者名〕(発行所、発行年)

例：① 竹内昭夫「消費者保護」竹内昭夫ほか『現代の経済構造と法』397頁(筑摩書房、1975)

② 林良平ほか『債権総論』124頁以下〔林〕(青林書院、1978)

注：1) 出典表示の方法は「(1) 単独著書の場合」を参照。

2) 共著者が3名以上の場合は、1名のみ表示し、その他の共著者名は「ほか」と表示する。

(b) 講座もの

執筆者名「論文名」 編者名『書名』 頁(発行所、発行年)

例：① 金沢良雄「独占禁止法の理論—構造(目的)」経済法学会編『独占禁止法講座。総論』159頁(商事法務研究会、1974)

② 平野龍一「現代における刑法の機能」『岩波講座・現代法(11)』9頁(岩波書店、1965)

注：1) 出典表示の方法は「1 雑誌論文」を参照。

2) 執筆者と編者が同一のときは、後の方を省略する(例”参 照)。

3) 「編集代表」、「編著」は(編)と、監修は(監)と略してもよい。

4) 第1巻・第2巻、上巻、下巻等は原典表示が望ましいが、(1)・(2)、(上)・(下)と表示してもよい。

5) 書名に付ける『 』(二重カギカッコ)はなくてもよい。その場合、編者名と書名の間は、・(ナカグロ)でつなぐ。

(c) コンメンタール

編者名『書名』 頁〔執筆者名〕(発行所、版表示、発行年)

または、執筆者名『書名』 頁〔編者名〕(発行所、版表示、発行年)

例：① 上柳克郎ほか編『新版注釈会社法(1)』34頁〔鴻常夫〕(有斐閣、昭60)または、

- ② 鴻常夫『新版注釈会社法(1)』34頁〔上柳克郎ほか編〕(有斐閣、昭60)

注：なお、以上のほか、「(1)単独著書の場合」を参照。

(d) 記念論文集

執筆者名「論文名」 献呈名『書名』 頁 (発行所、発行年)

例：我妻栄「公共の福祉・信義則・権利濫用相互の関係」末川先生古稀記念『権利の濫用(上)』46頁(有斐閣、昭37)

注：1) 出典表示の方法は「1 雑誌論文」を参照。特に、記念論文は、個人の論文集に再収録される場合が多く、〔民法研究「所」 収21、頁以下(有斐閣、昭41)〕のように、再収録の書名をできるかぎり表示することが望ましい。

2) 献呈名は、末川古稀のような略記で表示してもよい。

3) なお、最近の記念論文集は、献呈名を表示しないものもある。その場合は、「(b)講座もの」の出典の表示方法による。

(3) 翻訳書の場合

原著者名(訳者名)『書名』 頁 (発行所、発行年)

例：ヴォン・メーレン編(日米法学会訳)『日本の法(上)』153頁(東京大学出版会、昭53)

注：出典の表示方法は「(1)単独著書の場合」を参照。

3 判例研究

(1) 雑誌の場合

執筆者名「判批」 雑誌名 巻 号 頁(発行年)

または、巻 号(発行年) 頁

例：大隈健一郎「判批」商事140号7頁(昭34)

注：1) 「判例批評」「判例研究」等の判例研究は、原則として表題を掲げずに、「判批」「判研」とする。

2) 判例百選等の判例解説ものについても「判批」として扱う。ただし「判例解説」(最高裁調査官解説)の場合は「判解」とする

(2) 単行本の場合

執筆者名『書名』事件または、頁(発行所、発行年)

例：鈴木竹雄・判例民事法昭41年度18事件評釈(有斐閣、昭52)

注：判民、商判研、最判解説のような略語を使用してもよい。

4 座談会等

出席者ほか「テーマ」雑誌名（書名） 巻 号 頁【〇〇発言】（発行年）
または、巻号（発行年） 頁【〇〇発言】

例：池原季雄ほか「法例改正をめぐる諸問題と今後の課題」ジュリ943号19
頁〔溜池発信〕（平1）

5 その他（文中の表記）

（1）前掲文献の扱い

例：鈴木・前掲注(28)123頁

例：前掲（または前出）の場合は、単行本および論文とも初出の注番号を
必ず表示する。

なお、当該執筆者の文献が同一の（注）のなかで複数引用されている場合には、
下記いずれかの表示方法をとる。

（a）論文の場合 …………… 該当の雑誌名だけを表示するのを原則とする。た
だし、論文のタイトルの略表示を用いることでもよい
（特に、連載論文の場合、この用法がわかりやすい）。
巻、号等は省略する。

例：(32)高柳賢三「司法的憲法保障制(4)」国家45巻6号15頁（昭6）
→高柳・前掲注(32)「憲法保障(4)」15頁

（b）単行本の場合

例：(30)我妻栄『近代法における債権の優越的地位』（有斐閣、昭28）
50頁→我妻・前掲注(30)優越的地位50頁

（2）注番号の扱い

注番号は、本文中の小見出しごとに番号を改めるような細分化をせず、通し番
号とする。ただし、何を基準として通し番号とするかは、講座論文、雑誌論
文、モノグラフ等、発表形態および分量によって異なる。したがって、以下
の方法が望ましい。

（a）講座論文、雑誌論文の場合は、同一論文中は、通し番号とする。

ただし、長論文の場合は、（b）による。

（b）モノグラフの場合（雑誌連載、単行本とも）は、編、章または節のような
大見出しごとの通し番号とする。

Ⅱ 判例、先例、通達の表示

1 判例

最判昭和58年10月7日民集37巻8号1282頁〔1285頁〕

東京地八王子支判昭37・11・28下民13・11・2395

大判大12・4・30刑集2巻378頁

注：1) 頁は原則として、その判例が掲載されている初出の頁を表示する。

2) 特に該当部分を引用する場合は、その頁を〔 〕（キッコウ）で囲むか、読点（、）を付し連記して表示する。

3) 引用頁の表意は、その判例集の通しの頁とする。

4) 最高裁の大法廷判決については、最大判と表示し、小法廷判決については原則として、最判と表示する。なお、旧大審院の連合部判決については、大連判と表示し、その他は大判と表示する。また、地名はフルネームで表示する。

5) 年・月・日および巻・号・頁は、・（ナカグロ）で表記してもよい。

6) たて組みの場合には、原則として漢数字を用いるが、年・月・日はアラビア数字で表記してもよい。

2 先例、通達

昭41・6・8民甲1213号民事局長回答

6

迷ったらココ～よくある 質問にお答えします！

本章では、皆さんが文献・資料を収集される際によく出会う、質問について、Q&Aの形で解説しています。迷ったらココをみて、自分の疑問・質問の回答を見つけて下さい。なお、もしわからないこと・のせて欲しいもの等があれば、藤川久昭 (hisafuji@als.aoyama.ac.jp) までメールを頂ければ、今後の誌面作りに生かしたいと思います。

6

迷ったらココ～よくある質問にお答えします！

Q.1 一次資料ってなに？ 二次資料ってなに？

A. 一次資料はオリジナルな情報を収録している資料です。法学では、法令集や判例集が一次資料にあたります。それに対して、二次資料は一次資料を探すためのものです。目録、書誌、索引、抄録などが二次資料です。

Q.2 民集 40 巻 2 号はありますか。

A. 民集というだけではダメなの。民集といっても『最高裁判所民事判例集』、それに『大審院民事判例集』があるから、どれが見たいのか、ハッキリすればすぐ探せるんだけど。

Q.3 廃止された法令を見たいのですが？

A. まず、『旧法令集』（有斐閣 1957）を見てみるといいわね。この本は図書館に所蔵されています。もし、法令の制定年がわかっているのなら、『法令全書』の該当年の部分を見るのがいいでしょう。『法令全書』については、この冊子の「法令集・判例集一覧」（→64頁）を参照してね。

Q.4 判例集って、もちろん裁判所のすべての判決が載っているんですよ。

A. ところが、そうじゃないの。裁判所で下されたすべての判決が掲載されているのではなくて、実務上あるいは理論上重要と考えられる判例が選択されて掲載されるわけ。だから、判例集にも限界があることを知ってネ。

Q.5 東京地方裁判所の判例を調べたいのですが？

A. 以前は『下級裁判所民事裁判例集（下民集）』『下級裁判所刑事裁判例集（下刑集）』に掲載されていました。下民集は廃刊、下刑集は『刑事裁判月報』に改題された後、廃刊されました。現在これらに替わるものとしては、『判例時報』『判例タイムズ』しかありません。判例全文ではありませんが（主文）（詳細は省略有り）、入手できるものとしては、これだけです。

Q.6 学生懸賞論文にはどうやって応募するの？

A. 「法学会学生懸賞論文」は毎年6月中旬に募集を始めます。論文募集の案内が掲示されるので、掲示板をチェックしててください。詳しくは、法学会まで問い合わせるか、「学生懸賞論文集」の巻末に前年度の募集要項が掲載されているので、参考にしてください。

Q.7 「判評」が「判例評論」の略称だそうですが、でも、その「判例評論」が、見つからないんです。

A. 「判例評論」は『判例時報』（毎月3回発行）の毎月1日号についている中じ付録なの。だから『判例時報』の書架の前にたってみるとわかるけど、『判例時報』の表紙の下の方に『判評〇号』とも表示されているはずだから、それを目当てにして探してみて。

Q.8 判例集に掲載されていない判例を見たいときは、どうしたらいいんですか。

A. そういうときは、判例掲載雑誌をみたらどうかしら。たとえば『判例時報』『判例タイムズ』には、行政、民事、刑事についての最新の重要判例が載っているし、『金融法務事情』『金融・商事判例』には民事、商事の最新重要判例が掲載されています。この4つはいずれも旬刊か月2回刊で判例集よりもたくさんの判例を掲載していることを忘れないで。

Q.9 いま、わたしの調べているテーマについて過去にどんな判例があるか、できればまとめて知りたいのですが。

A. それなら『判例体系』（第一法規）、『法律判例文献情報』で調べてみたら。とくに『判例体系』は各条文ごとに判例を体系的に網羅しているから便利。最初のうちは使いこなすのが難しいかもしれないけれど、でも『判例体系』を使いこなせるようになったら一人前ね。

Q.10 Commonwealth v. Pellegrini というアメリカの判例を探しているのですが、この事件名の後ろに 539 N.E.2d.514 とありました。これは何の略でしょうか。

A. これはNorth Eastern Reporter という判例集の略号で、この判例がNorth Eastern Reporterの2ndシリーズ539巻514ページに載っているという意味です。North Eastern ReporterはWestという出版社からでている州の判例集です。アメリカの連邦と州の判例が載っている判例集の総称をNational Reporter Systemといいますが、このNorth Eastern ReporterもこのNational Reporter Syetemを構成する判例集のひとつです。大学図書館で所蔵していますので、上記の巻数、ページでこの判例を探してみてください。アメリカの判例集についての詳細や、これらの略号については『外国法の調べ方』(東京大学出版会)が参考になるでしょう。

Q.11 新聞記事で、ある事件を調べたいのですが？

A. 〇〇年頃におきた事件だと思うけれど正確にはわからない。縮刷版を全部見るのはちょっと大変です。こんな時、データベースの DNA for Library(朝日新聞全文記事検索)を使ってください。1985年から利用当日までの見出しと、記事全文が見られます。これ以前の事件なら、CD-ROMのCD-ASAX 50yrsを使えば、1945年から1995年までの戦後50年間の朝日新聞記事の見出しが検索できます。それをもとに縮刷版やマイクロフィルム版で記事を読んでください。日本経済新聞の記事全文を探すには、日経テレコン21が便利です。読売新聞記事全文検索のためのヨミダス文書館もあります。

Q.12 相模原分館所蔵の本を利用したいのだけれど？

A. OPACで検索したら、読みたい本が本館にはないが、相模原分館で所蔵していた場合。こんなときでも相模原キャンパスまで行く必要はありません。本館1階閲覧カウンターで申し込んでください。翌日の夕方には相模原分館から本館に本が届きます。もちろん、同じように相模原分館で本館の本を利用することができます。相模原分館所蔵の雑誌を利用したい場合、貸出は受けられませんが、本館で閲覧することや論文の複写を取り寄せることも可能です。

Q.13 インドネシアの憲法を見たいのですが、それも邦訳されたものがあれば助かります。

A. 『資料体系 アジア・アフリカ国際関係政治社会史』（浦野起央・西修編 パピルス出版）の第6巻（アジア。）に全訳が載っています。外国の憲法の邦訳はその主要なものは『世界の憲法集』（阿部照哉・畑博行編 有信堂高文社）で知ることができます。この資料にないものについては、国立国会図書館から出ている雑誌『外国の立法』第31巻1号（177号）に「世界各国の現行憲法邦訳リスト」がありますからここで紹介されている資料で入手できるでしょう。なお、邦訳されていない場合、*Constitutions of the Countries of the World* (Oceana)によって英文で知ることができます。（上記にあげた資料はすべて本館または法学会図書室にあります）

Q.14 青学の目の前にそびえ立つあのビル、国連大学って何をしているんだろう？

A. 国連大学は、人類の発展や福祉にかかわる世界的な問題を扱うために創設された研究機関（従って、普通の大学と違って「学生」はいない）で、国連機関としては日本に本部をもつ唯一のもの。環境、開発、人権、安全保障などの地球規模の問題について、各国の研究者を集めての政策研究、研修やその成果の普及活動を行うほか、最近は、日本の市民にも開かれた大学をめざして、各種シンポジウムやセミナーなども積極的に開催している。なお、国連大学のビルの1Fには、国連大学と環境庁が共同で運営している「地球環境パートナーシッププラザ」があり環境問題についての資料や情報を公開している。パネル展示やビデオライブラリーなどもあり、誰でも入場自由なのでぜひ一度は足を運んでみよう。企業やNGOの情報もあるので、就職の糸口も見つかるかも？

Q.15 通達の内容を知りたいのですが、どこに載っているのかわかりません。引用には（昭63.1.30／社老10）とありますが…

A. 各省庁から所轄の行政機関に対して、法律の解釈や運用、方針等に関して示達するものを通達といい、これらのうち重要なものを集めたのが『行政基本通達集』（ぎょうせい）です。（昭63.1.30）は通達の出された日

で、(社老10)は通達を出した部局の略称で、10は通し番号です。「年月日索引」で検索すると、探している通達が、上記の通達集の33巻5792頁に載っていることがわかります。(分野別になっています)

Q.16『季刊労働法』のバックナンバーを見たいのですが。

A. 本館の雑誌は、新着1年分は1階に、バックナンバーは地下または新書庫に配架され、誌名のアルファベット順に並んでいます(→10～11頁参照)。『季刊労働法』は「K」のならびにあります。(なお、『別冊〇〇』は「B」のところを、『旬刊〇〇』は「J」のところを探してください。皆さんがよく利用する『〇〇判例百選』は、『別冊ジュリスト』なので「B」のならびにあります。)また、雑誌によっては奥の集密書庫に配架していることもあります。OPACで配置場所を確認してください。

編集後記

ようやく2005年度版を完成させることができました。完成が大幅に遅れましたこと、心よりお詫びいたします。

2002年度、本冊子『AOYAMA LAW 文献・資料の調べ方』は、兄弟姉妹編『AOYAMA LAW ガクモンノススメ』とともに、大幅に新装開店いたしました。これまで毎年発行されてきたものを、編集方針の大幅な変更のもとに改訂した理由は次の通りです。

1. まず、これまでのものは、内容の構成面からいえば必ずしも使い勝手がよいものではありませんでした。そこで、実際に図書館・法学会において使う部分を「文献・資料の調べ方」に、じっくり読み味わっていただく部分を「ガクモンノススメ」に振り分けたのです。第1章でも述べましたが、皆さんは、本冊子を最低限のガイドラインとして、ゼミでの報告、レポート執筆、卒業論文に活用していただきたいと思います。
2. 次に、いわゆるロースクールが設立され、法学教育が激変する中で問われているのが、われわれ法学部教員が行ってきた法学部教育とは何か、という点です。過激な表現を使えば、のんびんだらりと学習させ、法学士を世の中に送り出してきたのではないかと「反省」です。法学部教育を通じて、皆さんにどういった「能力」をつけていただくのか？そのことを考えるための一つの実践的試みが、両冊子の構成を変更することだったわけです。
3. 最後に、上記「能力」とは何か、という問いに対して、とりあえずわれわれが出している回答は、「リーガルリテラシー」である、ということです。もちろん、これだけでは十分な回答にはなっておらず、まだトートロジーの中を彷徨（さすら）っています。本学部では、法情報リテラシーという科目を設置し、上記回答を具体的に展開するための試行錯誤を始めました。私が行った2002年度両冊子の構成・内容の変更は、この法情報リテラシーにおける「経験」が契機となっており、私としては、同科目のテキストたりうることを目指しています。

2002年度のものも、上記理由における改正としては、まだまだ不十分なものとなっています。しかし、2005年度は特に時間的制約もあって、内容にまで十分立ち入って改訂がなされませんでした。深くお詫びいたします。来年度は一層の工夫をして、よりよい冊子作りを目指したいと思います。

本冊子作成にあたっては、多くの方のご協力がありました。心よりお礼申し上げます。
(藤川 久昭)

文献・資料の調べ方 2005

編集：「文献・資料の調べ方2005」編集担当

発行：青山学院大学法学部・法学会

〒150-8366 東京都渋谷区渋谷4-4-25
電話 03-3409-8111（代表）

